

# 茅ヶ崎の環境

— 平成27年度環境保全報告 —



茅ヶ崎市役所 本庁舎



平成28年12月  
茅ヶ崎市

## 表紙写真

茅ヶ崎市役所にて

所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電 話 0467-82-1111 (代表)  
ファクス 0467-87-8118  
開庁時間 月曜日から金曜日の8時30分から17時  
閉庁日 祝日・休日・12月29日から1月3日  
利用案内 障がい者用駐車スペース3台 (本庁舎北側ロータリー内)

## 市 章



「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結をあらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。

(昭和32年10月1日制定)

## 市 民 憲 章

美しい海  
きれいな空気  
おだやかな四季

私たちはこのめぐまれた自然に感謝しながら、未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここに定めます。

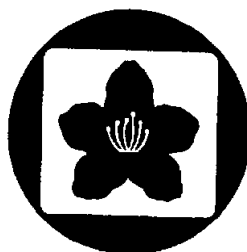
1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日へ向って前進しましょう。

(昭和42年10月1日制定)

## 市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」  
(昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」  
(昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」  
白地にネクタイといったかわ  
い模様が特徴です。  
(平成9年10月1日制定)

# 目 次

## 第1章 市勢の概要

- 1 位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 用途地域別面積・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 人口・世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 市の環境行政機構・・・・・・・・・・・・4

## 第2章 公害関係法令等制定状況と届出

- 1 公害法令等制定状況・・・・・・・・・・・・5
- 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況・・5
- 3 法令等に基づく申請・届出・・・・・・・・6

## 第3章 公害苦情発生状況

- 1 公害苦情件数の推移・・・・・・・・・・・・10
- 2 用途地域別苦情件数・・・・・・・・・・・・11
- 3 業種別苦情件数・・・・・・・・・・・・12

## 第4章 公害の現況

- 1 大気汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 水質汚濁・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 3 騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 4 地盤沈下・・・・・・・・・・・・・・・・42

環境に関する用語の解説・・・・・・・・・・・・46

◎H27広報記事一覧・・・・・・・・・・・・52

# 第1章 市勢の概要

## 第1章 市勢の概要

### 1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度19分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmにおよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km<sup>2</sup>、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏17度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

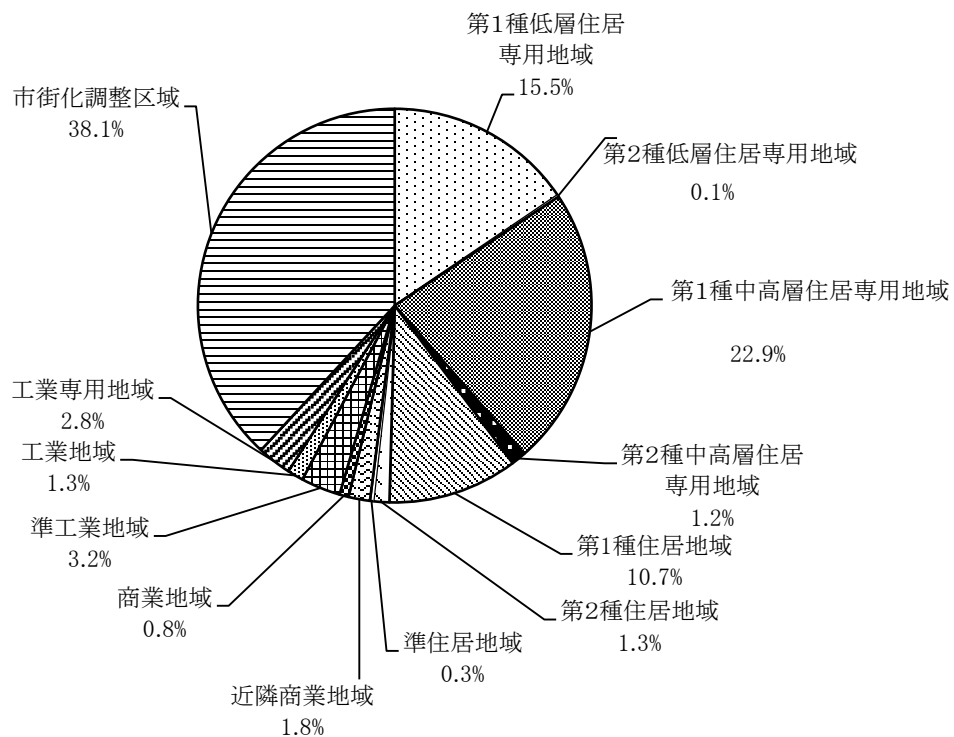
このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「海と太陽とみどりの中でひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めております。



## 2 用途地域別面積

区域別	地 域 別	面積 (ha)	率 (%)
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	555.0	15.5
	第2種低層住居専用地域	5.3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	819.0	22.9
	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	381.0	10.7
	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9.7	0.3
	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27.0	0.8
	準工業地域	116.0	3.2
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	100.0	2.8
	市街化調整区域		1,363.0
合 計		3,576.0	100.0

用途地域別面積割合



### 3 人口・世帯数

各年10月1日現在

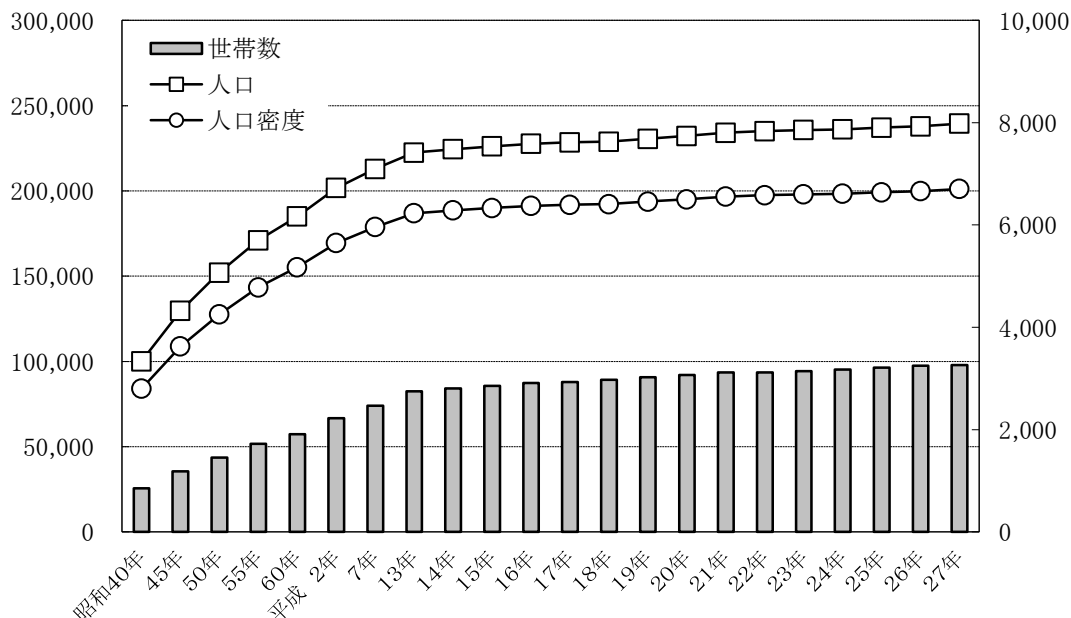
年次	世帯数	人 口			人口密度 (1km <sup>2</sup> 当)
		総 数	男	女	
昭和40年	25,510	100,081	50,266	49,815	2,799
45年	35,467	129,621	64,934	64,687	3,625
50年	43,520	152,023	75,954	76,069	4,251
55年	51,715	171,016	85,621	85,395	4,782
60年	57,377	185,030	92,444	92,586	5,174
平成2年	66,729	201,675	100,820	100,855	5,648
7年	74,032	212,874	106,035	106,839	5,961
13年	82,381	222,460	110,077	112,383	6,230
14年	84,161	224,469	111,016	113,453	6,286
15年	85,737	226,106	111,691	114,415	6,332
16年	87,273	227,659	112,369	115,290	6,375
17年	87,976	228,430	113,256	115,174	6,396
18年	89,224	228,889	113,427	115,462	6,409
19年	90,732	230,565	114,292	116,273	6,457
20年	91,984	232,237	114,963	117,274	6,503
21年	93,505	234,114	115,740	118,374	6,556
22年	93,445	235,081	115,245	119,836	6,584
23年	94,324	235,659	115,358	120,301	6,600
24年	95,262	236,093	115,414	120,679	6,611
25年	96,339	237,065	115,785	121,280	6,639
26年	97,479	237,826	116,126	121,700	6,661
27年	97,944	239,424	116,904	122,520	6,705

平成2年10月1日以降の人口密度は総務省統計局が推計した面積で算出。

人口又は世帯数

人口及び世帯数の推移

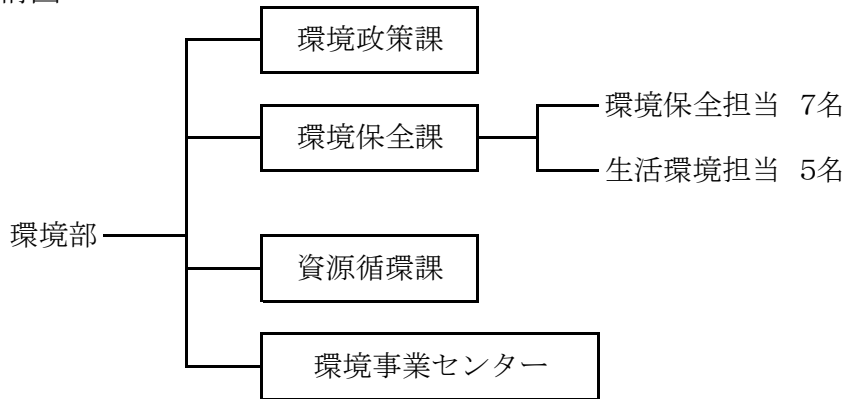
人口密度  
(人/Km<sup>2</sup>)





#### 4 市の環境行政機構（平成28年4月1日現在）

##### 機構図



##### 環境行政機構の変遷

昭和33年12月	商工観光課				
昭和41年11月	経済部	商工観光課	指導係	1名	
昭和42年10月	経済部	商工観光課	公害係	2名	
昭和47年7月	生活環境部	環境整備課	公害係	9名	
昭和54年7月	生活環境部	公害対策課	対策係	4名	
			調査指導係	4名	
平成5年4月	環境部	環境保全課	環境保全担当	10名	

##### 環境保全課事務分掌

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 汚水等を排出する工場の公害防止統括者の選任届出等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 専用水道等の布設工事の確認及び専用水道等の設置者からの報告徴収等に関すること。
- (15) 環境衛生事業の総合調整に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 鳥獣の捕獲の許可等に関すること。
- (18) 墓地に関すること。
- (19) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること。
- (20) 動物愛護に関すること。
- (21) 衛生害虫等の駆除に関すること。
- (22) 空地等(他の所管に属するものを除く。)の浄化推進に関すること。
- (23) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。



## 第2章 公害関係法令等制定状況と届出



## 第2章 公害関係法令等制定状況と届出

### 1 公害法令等制定状況

公布年月日	法令等の制定状況
昭和26年12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年12月	工場排水等の規制に関する法律
37年6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年8月	公害対策基本法
43年6月	大気汚染防止法
43年6月	騒音規制法
45年6月	公害紛争処理法
45年12月	水質汚濁防止法
46年3月	農用地の土壤汚染防止等に関する法律
46年6月	神奈川県公害防止条例
46年6月	悪臭防止法
51年6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年6月	振動規制法
53年3月	神奈川県公害防止条例（全面改正）
55年10月	神奈川県環境影響評価条例
平成4年6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法（自動車NO <sub>x</sub> 法）
5年11月	環境基本法
8年3月	神奈川県環境基本条例
8年9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年6月	環境影響評価法
9年10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO <sub>x</sub> ・PM法）
14年3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年5月	土壤汚染対策法
15年4月	茅ヶ崎市が政令で指定する人口二十万以上の市（特例市）に移行

### 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

施行年月	内容	規制地域
昭和44年4月	騒音規制法に基づく地域指定（昭和49年5月廃止）	市内全域（工業専用地域を除く）
48年5月	神奈川県公害防止条例に基づく地下水採取規制指定地域	市内全域
48年5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
52年11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
平成4年12月	自動車NO <sub>x</sub> 法に基づく地域指定	市内全域
15年4月 （特例市移行に伴う事務）	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の指定 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域及び規制基準の指定	市街化区域 市内全域（工業専用地域を除く）
17年1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の改正（臭気指数規制告示）	市内全域（農業振興地域を除く）
24年4月	環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定	市内全域（工業専用地域を除く）

### 3 法令等に基づく申請・届出

#### (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (件数)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度比
指定事業所数	184	184	174	170	-4
設置許可申請	4	2	1	1	0
事業開始届	2	0	0	1	1
変更許可申請	2	3	8	11	3
変更完了届	1	2	1	2	1
変更計画中止届	0	0	0	0	0
変更計画届	0	0	0	0	0
変更計画早期着手申請	0	0	0	0	0
変更届	13	13	31	40	9
地位承継届	3	0	1	1	0
廃止等届	13	5	11	5	-6
環境配慮書	0	0	0	3	3
現況届	0	0	0	0	0
地下水採取関係届	153	158	167	136	-31
夜間小売業関係届	0	0	0	0	0
土壌汚染関係	22	24	33	64	31
環境汚染関係	2	5	0	0	0
化学物質管理状況報告書	0	13	26	77	51
合 計 (申請・届出数)	215	225	279	341	62

#### (2) 水質汚濁防止法 (件数)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度比
特定事業場数	102	99	95	98	3
(法第5条第1項) 設置届	7	1	3	34	31
(法第7条) 構造等変更届	3	0	0	19	19
(法第10条) 氏名等変更届	8	6	5	16	11
(法第10条) 廃止届	6	4	7	10	3
(法第11条) 承継届	3	0	1	0	-1
合 計	27	11	16	79	63

## (3) 土壌汚染対策法

(件数)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度比
(法第3条) 土壌汚染状況調査結果報告	2	0	4	0	-4
(法第3条第1項) ただし書の確認申請	0	2	1	3	2
(規則第16条第4項) 承継届	0	0	0	0	0
(法第3条第4項) 土地利用方法変更届	0	0	0	0	0
(法第4条) 一定規模以上形質変更届	6	5	4	2	-2
(法第4条) 土壌汚染状況調査結果報告書	0	4	0	2	2
(法第12条第1項) 区域内における土地の形質変更届	1	2	2	1	-1
(法第14条) 指定の申請	0	0	1	1	0
(法第16条第1項) 汚染土壌の区域外への搬出時届	1	2	2	1	-1
合 計	10	15	14	10	-4

## (4) 大気汚染防止法（一般粉じんのみ）の発生施設数

区 分	平成27年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数
特定施設の種類の コークス炉	0	0	0	0
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	1	1	0	0
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	0	0	0	0
破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	1	1	0	0
ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	0	0	0	0
合 計	2	2	0	0

\*24年度より権限移譲

## (5) 騒音規制法の特定施設数

区 分 特定施設の種類	平成25年度		平成26年度		平成27年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	23	169	22	164	23	167	1	3
空気圧縮機及び送風機	51	493	51	495	55	518	4	23
土石用又は鉦物用破碎機（注2）	5	22	5	22	6	24	1	2
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	1	0	1	0	1	0	0
穀物用製粉機	0	3	0	3	0	3	0	0
木材加工機械（注4）	8	17	6	13	4	10	-2	-3
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	8	12	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	7	2	14	2	12	0	-2
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	97	724	94	724	98	747	4	23

## 注1 金属加工機械

- イ 圧延機械
- ロ 製缶機械
- ハ ベンディングマシン
- ニ 液圧プレス
- ホ 機械プレス
- ヘ せん断機
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーホーミングマシン
- リ ブラスト
- ヌ タンブラー
- ル 切断機

## 注2 土石鉦物用破碎機等

- イ 破碎機
- ロ 摩砕機
- ハ ふるい及び分級機

## 注3 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント
- ロ アスファルトプラント

## 注4 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤
- ホ 丸のこ盤
- ヘ かな盤

## (6) 騒音規制法届出状況

区 分 特定工場等関係届出	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度比
	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	1	2	2	0
特定施設の種類の数変更届出書	3	3	2	-1
騒音の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	5	14	7	-7
特定施設使用全廃届出書	1	5	1	-4
承継届出書	0	0	0	0
計	10	24	12	-12
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	前年度比
くい打機等を使用する作業	4	1	2	1
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	30	24	27	3
空気圧縮機を使用する作業	9	5	3	-2
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	6	2	4	2
トラクターショベル	0	0	0	0
ブルドーザー	0	0	0	0
計	53	49	36	-13

## (7) 振動規制法の特定施設数

区 分 特定施設の種類	平成25年度		平成26年度		平成27年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	31	234	30	225	31	225	1	0
圧縮機	32	270	31	270	30	263	-1	-7
土石用又は鉋物用破碎機（注2）	6	17	6	17	8	18	2	1
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械（注4）	1	1	1	1	5	5	4	4
印刷機械	5	6	5	6	0	0	-5	-6
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	7	2	13	2	13	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	77	535	75	532	76	524	1	-8

注1 金属加工機械

イ 液圧プレス

ロ 機械プレス

ハ セン断機

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーホーミングマシン

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラントブロックマシン

ロ コンクリート管製造機械

ハ コンクリート柱製造機械

注2 土石鉋物用破碎機等

イ 破碎機

ロ 摩碎機

ハ ふるい及び分級機

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー

## (8) 振動規制法届出状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度比
	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出				
特定施設の設置届出書	1	0	0	0
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用の方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類の数変更届出書	3	2	2	0
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	7	5	1	-4
特定施設使用全廃届出書	2	2	1	-1
承継届出書	0	1	0	-1
計	13	10	4	-6
特定建設作業関係届出				
くい打機等を使用する作業	5	1	2	1
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0
舗装盤破碎機を使用する作業	2	0	1	1
ブレーカーを使用する作業	23	15	16	1
計	30	16	19	3

### 第3章 公害苦情発生状況



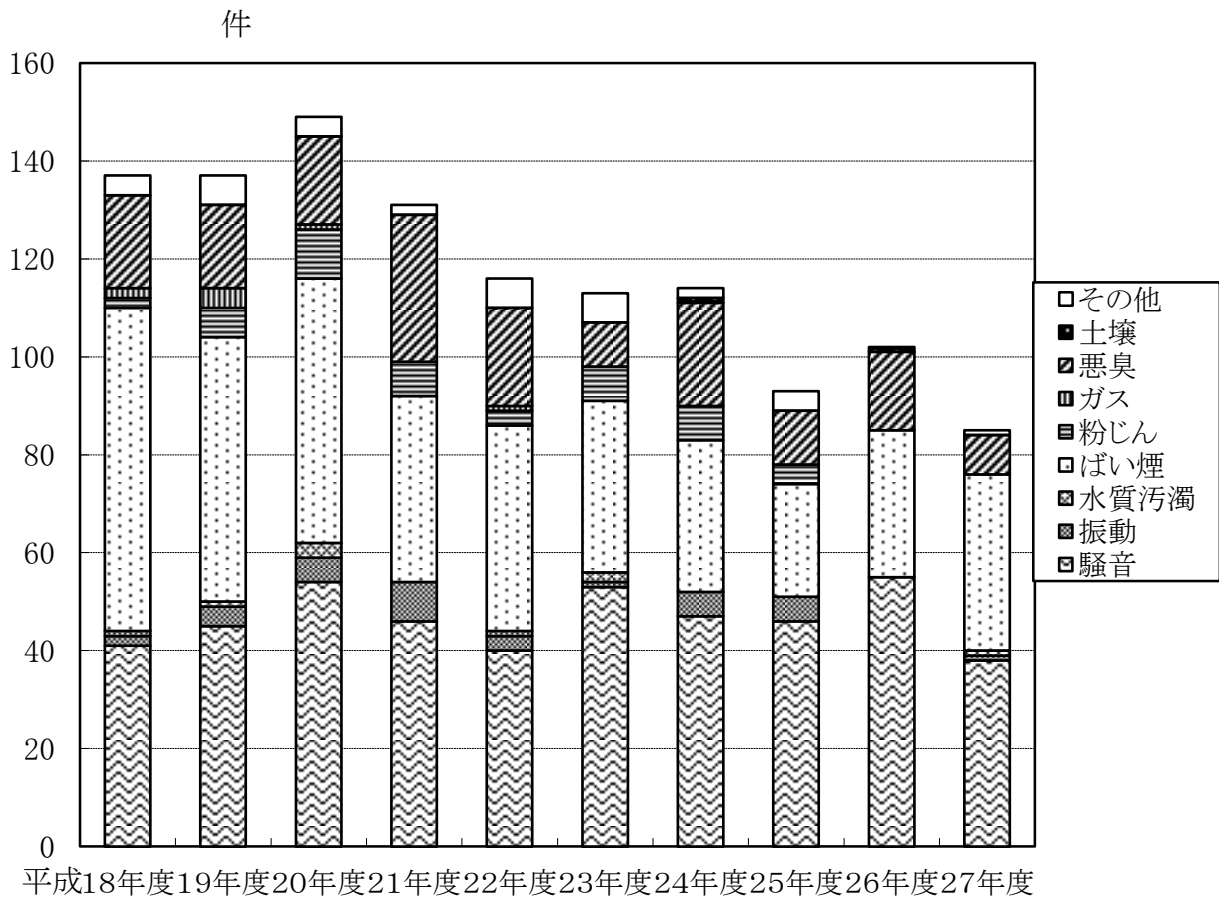


### 第3章 公害苦情発生状況

#### 1 公害苦情件数の推移

年 度		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
平成19年度	発生件数	45	4	1	54	6	4	17	0	6	137
	処理件数	43	4	1	54	6	4	15	0	5	132
平成20年度	発生件数	54	5	3	54	10	1	18	0	4	149
	処理件数	52	5	3	53	10	1	18	0	4	146
平成21年度	発生件数	46	8	0	38	7	0	30	0	2	131
	処理件数	46	7	0	38	7	0	30	0	2	130
平成22年度	発生件数	40	3	1	42	3	1	20	0	6	116
	処理件数	36	3	1	42	3	1	18	0	6	110
平成23年度	発生件数	53	1	2	35	7	0	9	0	6	113
	処理件数	52	1	2	35	5	0	9	0	5	109
平成24年度	発生件数	47	5	0	31	7	0	21	1	2	114
	処理件数	45	5	0	31	7	0	21	1	2	112
平成25年度	発生件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
	処理件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
平成26年度	発生件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
	処理件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
平成27年度	発生件数	38	1	1	36	0	0	8	0	1	85
	処理件数	36	1	1	36	0	0	7	0	1	82

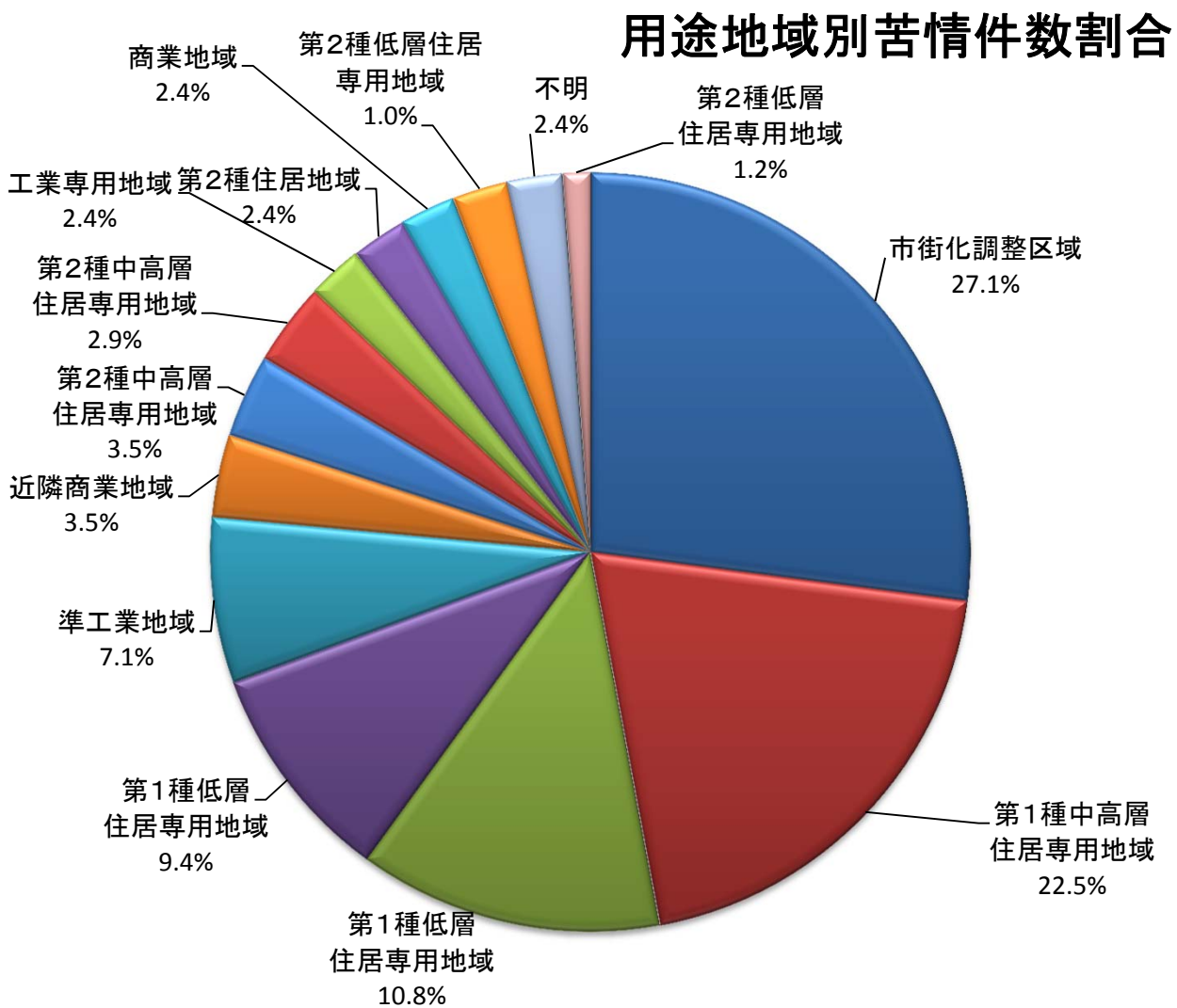
公害苦情件数の推移



## 2 用途地域別苦情件数

平成27年度

区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
市街化区域	第1種低層住居専用地域	3			5						8
	第2種低層住居専用地域										0
	第1種中高層住居専用地域	8			7			2			17
	第2種中高層住居専用地域	3									3
	第1種住居地域	6			5						11
	第2種住居地域	2			1						3
	準住居地域			1	2						3
	近隣商業地域	1			2						3
	商業地域	2									2
	準工業地域	4				1			1		6
	工業地域								2		2
	工業専用地域	2									2
市街化調整区域		7	1		11			3		1	23
不明					2						2
合計		38	1	1	36	0	0	8	0	1	85

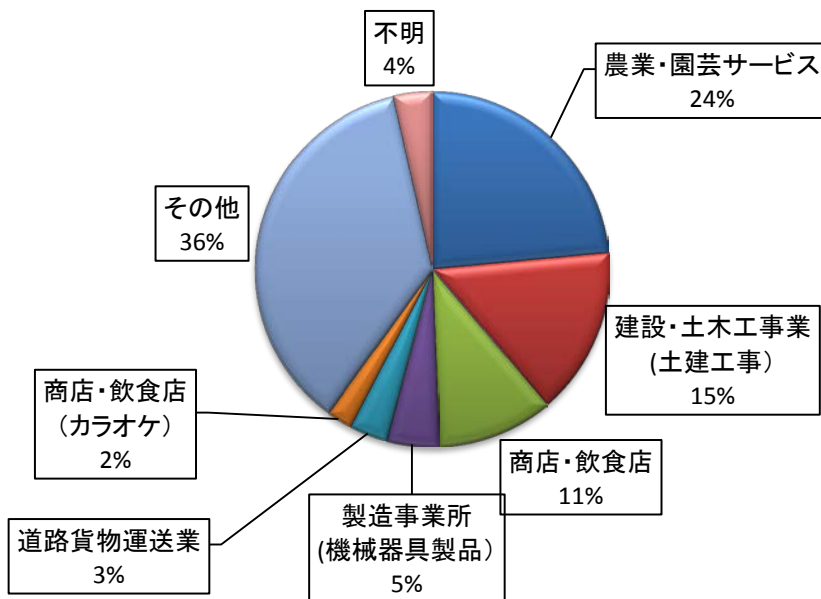


### 3 業種別苦情件数

平成27年度

公害苦情の種類 発生源		公害苦情の種類								計
		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	その他	
製造事業所	食料品									0
	衣服その他繊維製品									0
	木材・家具装備品									0
	パルプ・紙・紙加工品									0
	化学・石油石炭製品									0
	ゴム皮革製品									0
	窯業・土石製品									0
	鉄鋼・非鉄金属製品									0
	機械器具製品	1		1					2	4
	その他の製造事業所									0
小計		1	0	1	0	0	0	2	0	4
耕種農業										0
農業・園芸サービス					20					20
修理工場										0
建設・土木工事業(土工工事)		8			4			1		13
建設・土木工事業(資材置場・作業場)										0
道路貨物運送業		3								3
娯楽・遊具スポーツ施設										0
商店・飲食店		8			1					9
商店・飲食店(カラオケ)		2								2
事務所										0
その他		14	1		11			5		31
交通機関										0
下水清掃事業										0
家庭生活										0
不明		2							1	3
合計		37	1	0	36	0	0	6	1	81

### 業種別苦情件数割合



## 第4章 公害の現況



## 1 大 気 汚 染

近年は温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等深刻な地球規模の大気汚染の一方、都市部における大気汚染は改善の兆しが見られるものの、環境基準値未達成の物質も存在します。

茅ヶ崎市では窒素酸化物の濃度分布調査や光化学オキシダント並びにダイオキシン類及び有害大気汚染物質の調査を行っております。

- 環境基準と適合状況
- 大気常時監視測定結果
- 光化学大気汚染緊急時措置発令状況
- 窒素酸化物分布測定結果
  - ・ 国道134号沿線二酸化窒素調査
- 一般環境中ダイオキシン類濃度測定結果
- 有害大気汚染物質濃度測定結果



1 大気汚染

(1) 環境基準と適合状況 (平成27年度) (一は測定していない項目を示します。)

物質名	環境上の条件	一般環境	自排局	北陽中学
二氧化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	適合	—	—
二氧化硫素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。	適合	適合	—
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	不適合	—	不適合
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が、20ppm以下であること。	—	適合	—
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	不適合	不適合	—
微小粒子状物質 PM2.5	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	適合	—

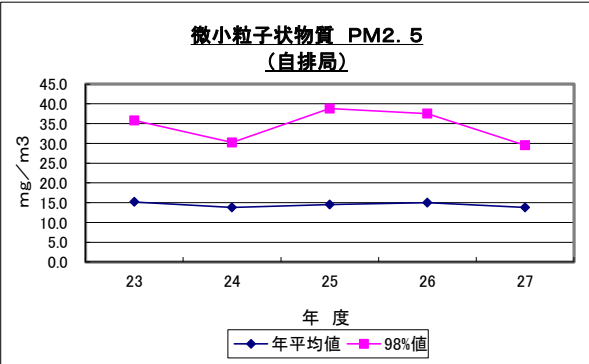
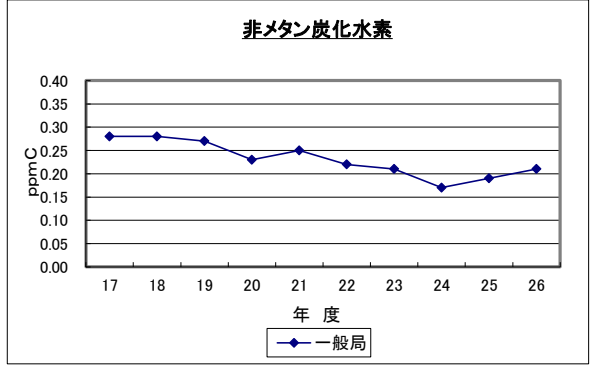
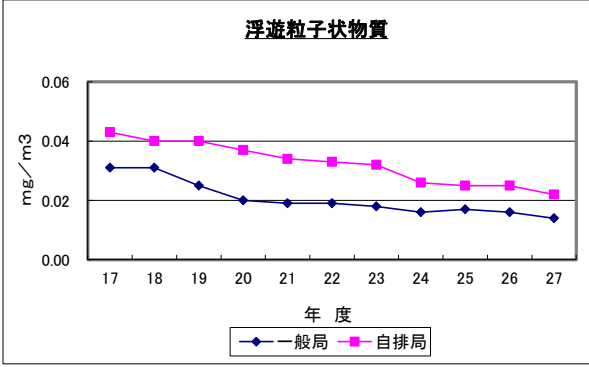
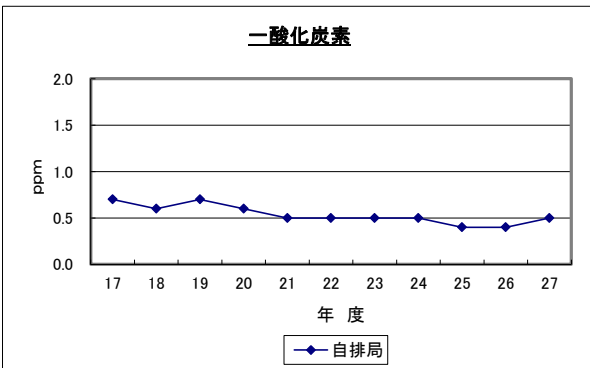
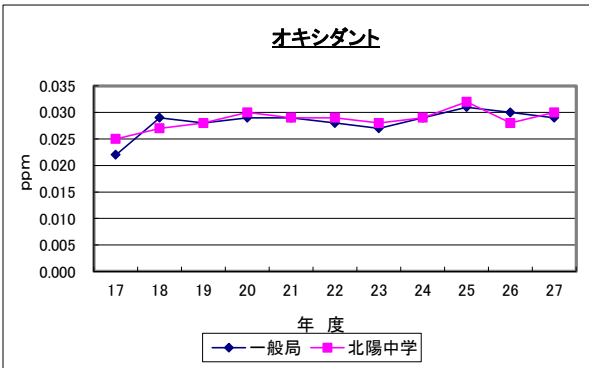
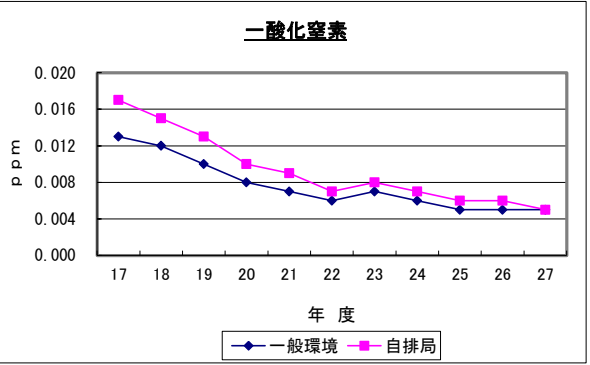
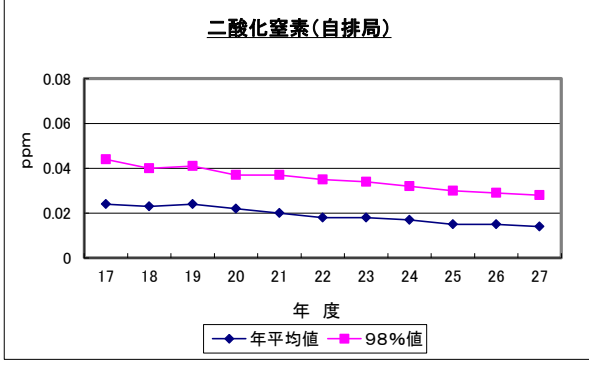
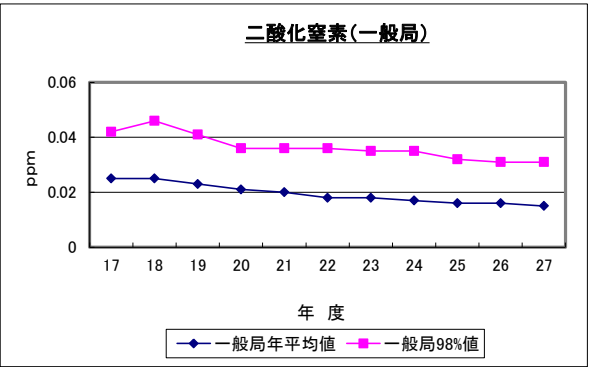
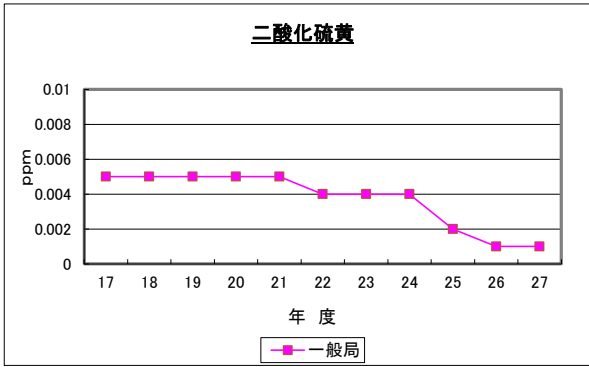
(2) 環境基準長期的評価と適合状況 (平成27年度) (一は測定していない項目を示します。)

物質名	区分	環境上の条件	一般環境	自排局	北陽中学
二氧化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	適合	—	—
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	適合	—	—
二氧化硫素		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	適合	適合	—
光化学オキシダント		1時間値が0.06ppm以下であること。(昼間の時間帯5時から20時)	不適合	—	不適合
一酸化炭素	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	—	適合	—
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値(※)が20ppm以下であること。(※)24時～8時、8時～16時、16時～24時までの時間帯の平均値をいう。	—	適合	—
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続しないこと。	適合	適合	—
	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	不適合	不適合	—
微小粒子状物質 PM2.5	長期的評価	1年間平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	適合	—
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	適合	—

(3) 大気常時監視測定結果 (過去10年)

測定項目	二氧化硫黄		二氧化硫素				一酸化炭素		オキシダント		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		非メタン炭化水素	微小粒子状物質 PM2.5	
	一般局	一般局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	北陽中学	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	自排局	
年度	年平均値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	98%値	
17	0.005	0.025	0.042	0.024	0.044	0.013	0.017	0.022	0.025	0.7	0.031	0.043	0.28	—	—		
18	0.005	0.025	0.046	0.023	0.040	0.012	0.015	0.029	0.027	0.6	0.031	0.040	0.28	—	—		
19	0.005	0.023	0.041	0.024	0.041	0.010	0.013	0.028	0.028	0.7	0.025	0.040	0.27	—	—		
20	0.005	0.021	0.036	0.022	0.037	0.008	0.010	0.029	0.030	0.6	0.020	0.037	0.23	—	—		
21	0.005	0.020	0.036	0.020	0.037	0.007	0.009	0.029	0.029	0.5	0.019	0.034	0.25	—	—		
22	0.004	0.018	0.036	0.018	0.035	0.006	0.007	0.028	0.029	0.5	0.019	0.033	0.22	—	—		
23	0.004	0.018	0.035	0.018	0.034	0.007	0.008	0.027	0.028	0.5	0.018	0.032	0.21	15.2	35.8		
24	0.004	0.017	0.035	0.017	0.032	0.006	0.007	0.029	0.029	0.5	0.016	0.026	0.17	13.8	30.2		
25	0.002	0.016	0.032	0.015	0.030	0.005	0.006	0.031	0.032	0.4	0.017	0.025	0.19	14.5	38.8		
26	0.001	0.016	0.031	0.015	0.029	0.005	0.006	0.030	0.028	0.4	0.016	0.025	0.21	15.0	37.5		
27	0.001	0.015	0.031	0.014	0.028	0.005	0.005	0.029	0.030	0.5	0.014	0.022	—	13.8	29.5		

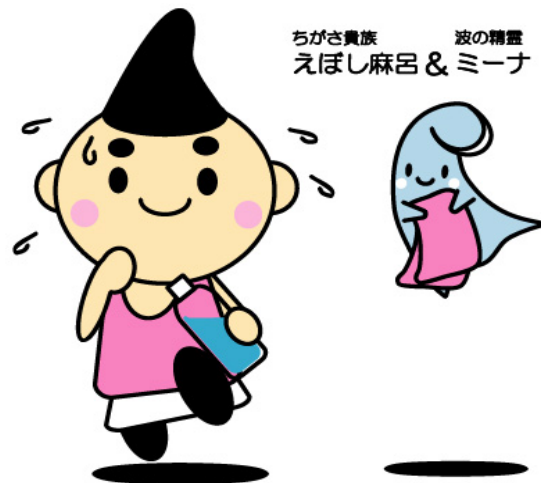
注1 単位は、浮遊粒子状物質がmg/m<sup>3</sup>、非メタン炭化水素はppmC、その他はppm  
 注2 二氧化硫素の98%値とは、1日の平均値の1年分のデータの低い方から98%に相当するもの(365日分のデータがある場合は低い方から358番目の値)  
 注3 オキシダントの値は昼間(5～20時)の平均値、1年間で0.06ppmを超えた時間数がゼロの場合のみ環境基準に適合したと評価されます。  
 注4 一般局：一般環境測定局は茅ヶ崎市役所に設置。自排局：自動車排出ガス測定局は国道1号線茅ヶ崎市役所前に設置。  
 注5 14年度及び15年度の非メタン炭化水素及び17年度自排局の浮遊粒子状物質は測定時間が規定時間に満たないため参考値として表示します。  
 注6 23年度より自排局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始  
 注7 非メタン炭化水素系については、27年度中に廃止されたため以後記録がありません。



(4) 光化学大気汚染緊急時措置発令状況 (平成27年度)

回数	月 日	発令～解除時刻	発令地域	緊急時措置の区分	光化学オキシダント最高濃度の状況	
					濃度 (ppm)	測定局
1	5月27日(水)	13:20～17:20	横浜	注意報	0.148	保土ヶ谷区桜ヶ丘
		13:20～16:20	横須賀		0.155	横須賀市追浜行政センター
		14:20～17:20	川崎		0.146	麻生区弘法松
		14:20～18:00	相模原		0.137	相模原市津久井
		14:20～17:20	県央		0.136	伊勢原市役所
		<b>15:20～16:20</b>	<b>湘南</b>		<b>0.127</b>	<b>平塚市旭小</b>
		16:20～17:20	西湘		0.128	移動山北町
2	6月24日(水)	15:20～16:20	川崎	注意報	0.123	高津区生活文化
		14:20～16:20	相模原		0.123	相模原市津久井
3	7月10日(金)	15:20～16:20	横浜	注意報	0.124	青葉区総合庁舎
		15:20～17:20	川崎		0.131	麻生区弘法松
		15:20～16:20	県央		0.123	厚木市中町
4	7月11日(土)	14:20～15:20	横浜	注意報	0.123	青葉区総合庁舎
		14:20～16:20	川崎		0.125	登戸小学校
5	7月26日(日)	14:20～18:20	西湘	注意報	0.176	小田原市役所
		11:20～16:20	横浜		0.167	都筑区総合庁舎
		11:20～17:20	川崎		0.196	高津区生活文化
		13:20～18:20	相模原		0.143	相模原市相模台
		<b>13:20～18:20</b>	<b>湘南</b>		<b>0.140</b>	<b>平塚市大野</b>
		13:20～18:20	県央		0.156	厚木市中町
6	7月27日(月)	12:20～14:20	横浜	注意報	0.131	都筑区総合庁舎
		12:20～15:20	川崎		0.155	高津区生活文化
7	7月28日(火)	17:20～19:20	県央	注意報	0.128	伊勢原市役所
8	7月30日(木)	13:20～15:20	川崎	注意報	0.125	中原保健福祉C
9	8月1日(土)	13:20～15:20	川崎	注意報	0.123	高津区生活文化
10	8月7日(金)	13:20～16:20	横浜	注意報	0.148	都筑区総合庁舎
		13:20～19:10	川崎		0.171	高津区生活文化
		<b>13:20～15:20</b>	<b>湘南</b>		<b>0.123</b>	<b>藤沢市御所見</b>
		13:20～19:10	県央		0.143	厚木市中町
		14:20～19:10	相模原		0.134	相模原市相模台

注意報は、オキシダント濃度が0.12ppm以上になったときに発令されます。  
 下線(太字)は、茅ヶ崎市が含まれる発令地域に緊急時措置が発令されたことを示します。

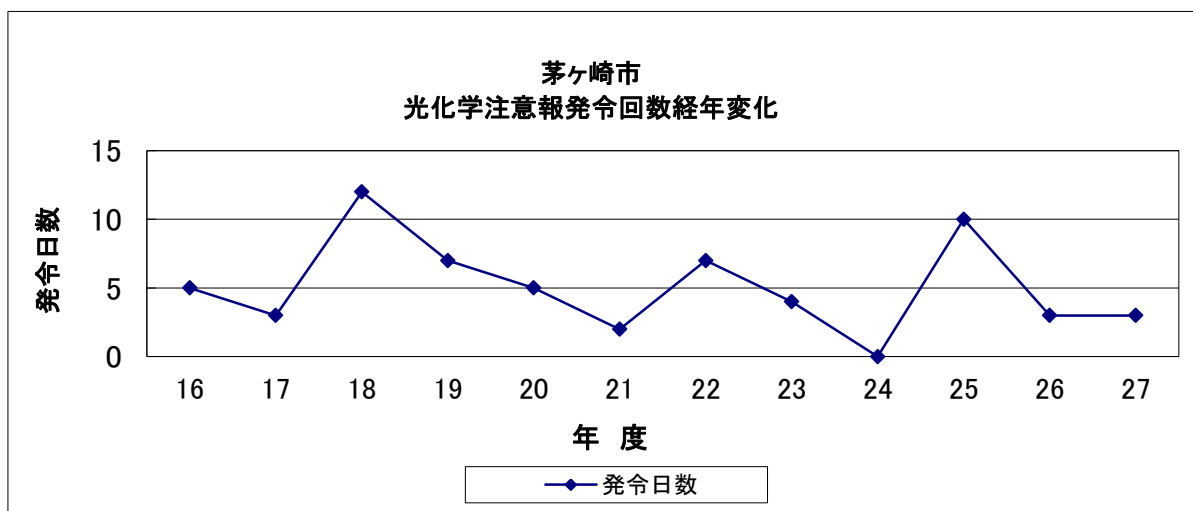




(5) 光化学被害の経年変化

		年度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
神奈川県	発令日数		6	16	7	14	20	11	4	10	5	5
	被害の発生日数		2	3	2	5	3	2	2	2	1	0
	被害の届出者数		17	4	276	199	4	14	5	26	1	0
茅ヶ崎市	発令日数		2	5	3	12	7	5	2	7	4	0
	被害の発生日数		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	被害の届出者数		0	0	0	0	0	0	0	*5	0	0
		年度	2 5	2 6	2 7							
神奈川県	発令日数		16	9	10							
	被害の発生日数		3	0	0							
	被害の届出者数		75	0	0							
茅ヶ崎市	発令日数		10	3	3							
	被害の発生日数		0	0	0							
	被害の届出者数		0	0	0							

\* 茅ヶ崎市内における被害の届出者数は神奈川県の届出者数にも含まれます。



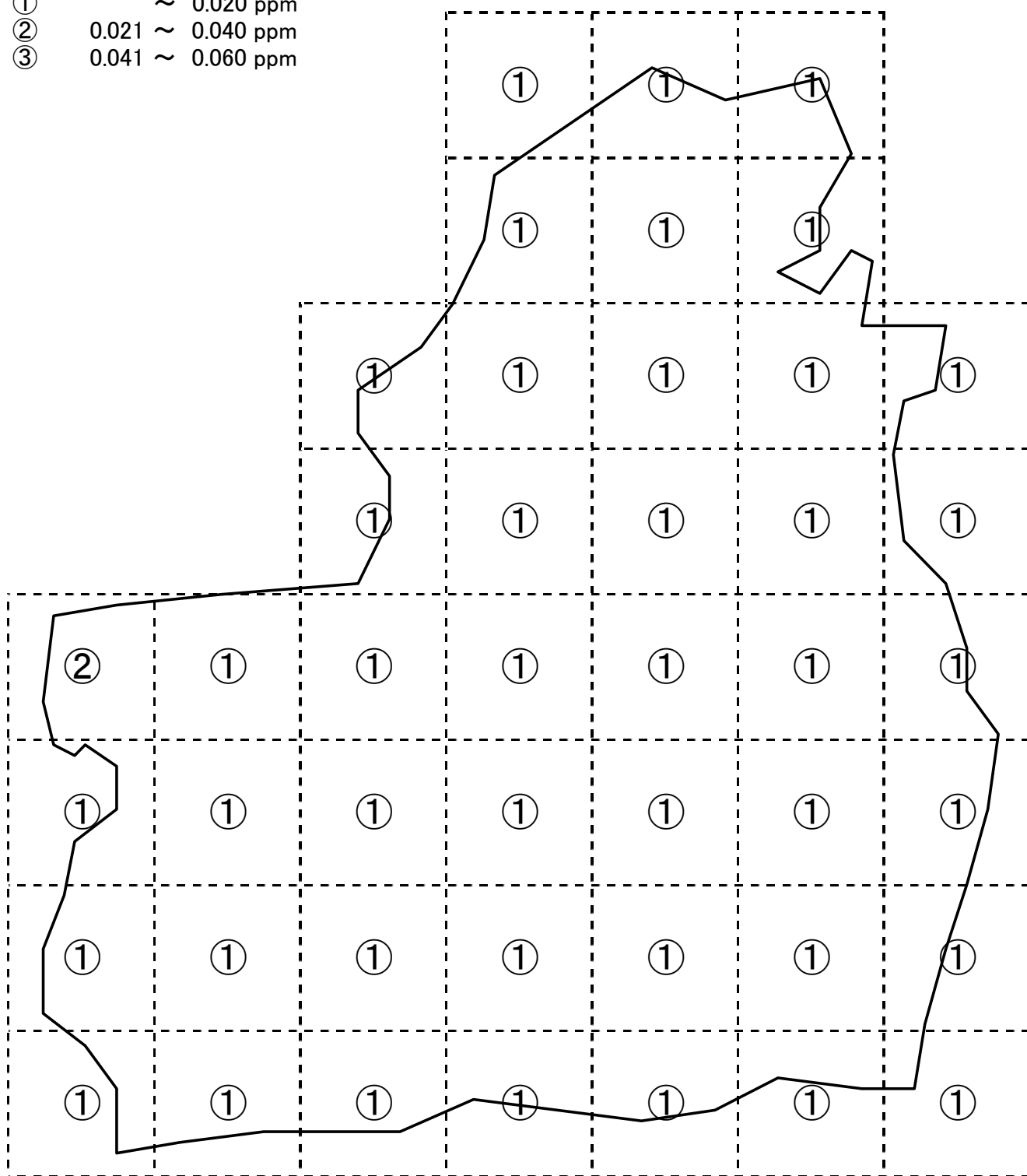
緊急時措置等発令地域

地域	市町村	地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市			県 央 (7市1町1村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
川崎	川崎市				
相模原	相模原市				
横須賀	横須賀市				
三浦	三浦市				
湘 南 (5市4町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町				
		西 湘 (2市8町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町		

# (6)窒素酸化物測定結果分布(平成27年度)

## ア 二酸化窒素

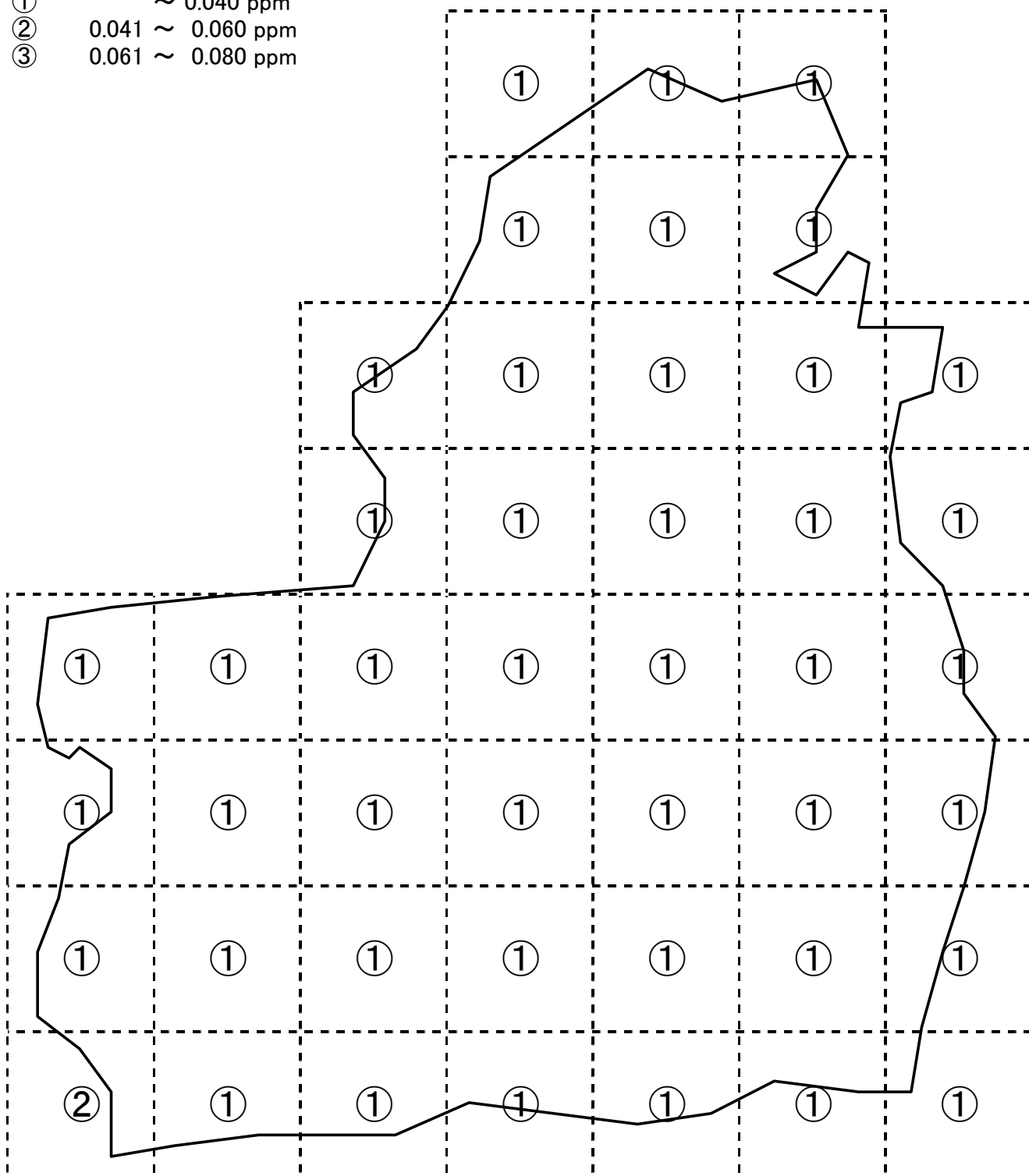
- ① ~ 0.020 ppm
- ② 0.021 ~ 0.040 ppm
- ③ 0.041 ~ 0.060 ppm



# (7)窒素酸化物測定結果分布(平成27年度)

## イ 一酸化窒素

- ① ~ 0.040 ppm
- ② 0.041 ~ 0.060 ppm
- ③ 0.061 ~ 0.080 ppm



ウ 国道134号沿線二酸化窒素濃度調査結果  
(夏期)

(単位：ppm)

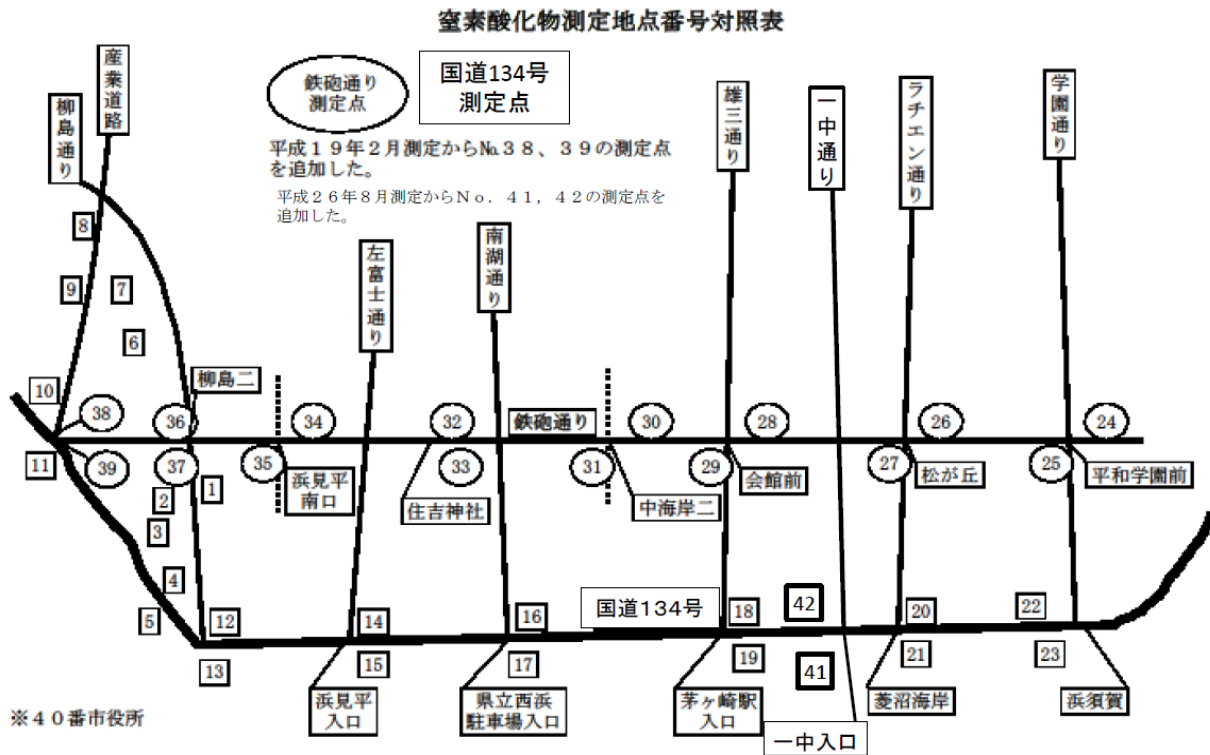
年度別	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
周辺	0.021	0.016	0.036	0.007	0.009	0.009	0.009	0.022	0.019	0.012	0.015	0.034	0.004	0.006	0.024
沿線南側	0.023	0.026	0.045	0.006	0.008	0.009	0.021	0.026	0.022	0.009	0.014	0.043	0.003	0.005	0.036
沿線北側	0.031	0.019	0.036	0.009	0.010	0.015	0.009	0.027	0.023	0.014	0.022	0.031	0.009	0.009	0.025

(冬季)

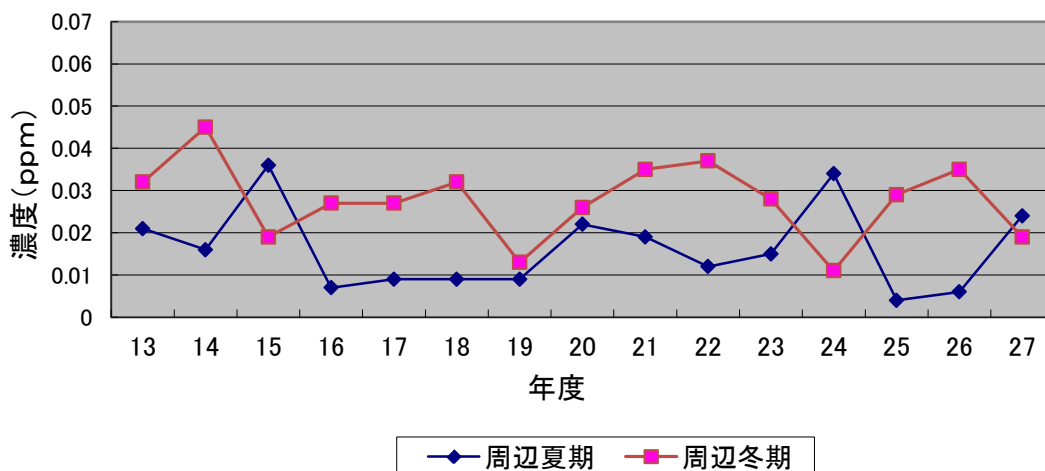
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
周辺	0.032	0.045	0.019	0.027	0.027	0.032	0.013	0.026	0.035	0.037	0.028	0.011	0.029	0.035	0.019
沿線南側	0.036	0.057	0.017	0.034	0.034	0.040	0.018	0.028	0.042	0.042	0.035	0.008	0.032	0.037	0.024
沿線北側	0.031	0.041	0.024	0.027	0.027	0.035	0.012	0.030	0.037	0.035	0.031	0.015	0.028	0.033	0.015

注) 周辺とは下図の1から9までの調査地点。  
沿線南側とは10から23までの奇数番号地点及び41。  
沿線北側とは10から23までの偶数番号地点及び42。  
測定方法は、PTIO法の24時間測定である。

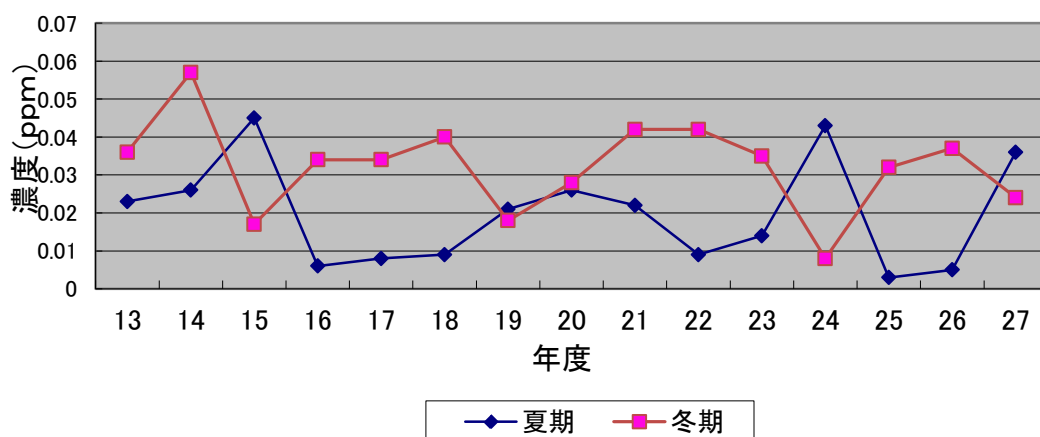
国道134号沿線二酸化窒素調査地点図



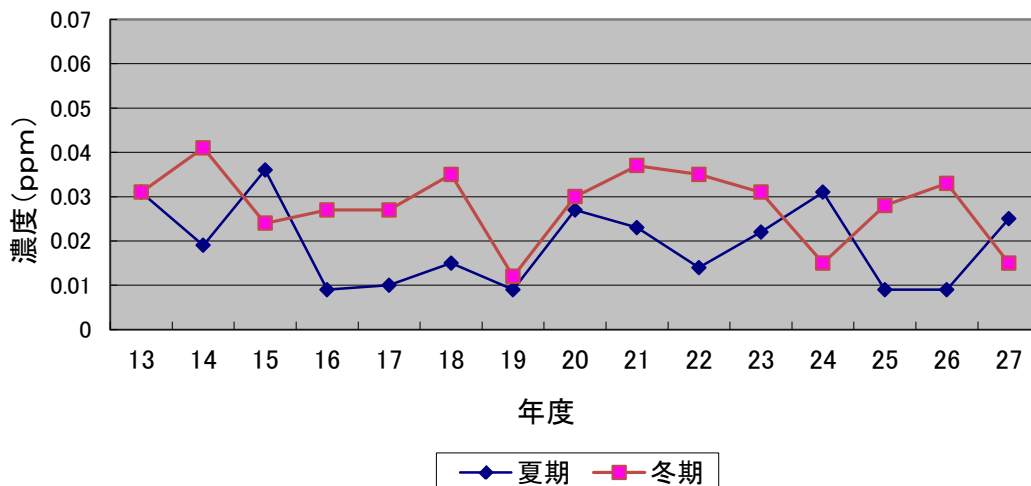
周辺における  
二酸化窒素濃度変化



沿線南側における  
二酸化窒素濃度変化



沿線北側における  
二酸化窒素濃度変化



(8) ダイオキシン類濃度測定結果

ア) 一般環境大気中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	平成27年 8/28~9/4	平成28年 1/21~28	年平均値	大気環境 基準
小和田地区コミュニティセンター	0.011	0.017	0.014	0.6

イ) 一般環境土壌中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/g)

測定地点	平成27年 8/21	土壌環境 基準
東小和田公園	0.98	1,000

ウ) 一般環境河川水質中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/L)

調査地点	年平均値	水質環境基準
小出川 (下町屋橋)	0.23	1.0
千ノ川 (古相模橋)	0.28	
駒寄川 (北陵橋)	0.058	

ダイオキシン類: 本調査では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) をまとめてダイオキシン類と称している。

(9) 有害大気汚染物質濃度測定結果

(単位: μg/m<sup>3</sup> 但し\*の物質はng/m<sup>3</sup>) (環境基準値等の※は指針値)

調査項目	小和田地区コミュニティセンター		年平均値	環境基準 値等
	平成27年 8/28~29	平成28年 1/21~22		
ベンゼン	0.56	1.4	0.98	3
トリクロロエチレン	0.29	0.22	0.26	200
テトラクロロエチレン	0.069	0.048	0.059	200
ジクロロメタン	1.3	9.8	5.6	150
クロロホルム	0.15	0.15	0.15	※18
1,2-ジクロロエタン	0.030	0.23	0.13	※1.6
1,3-ブタジエン	0.041	0.079	0.060	※2.5
アセトアルデヒド	2.9	1.4	2.2	設定なし
ホルムアルデヒド	2.0	1.1	1.6	設定なし
マンガン及びその化合物*	5.1	4.6	4.9	※140
クロム及びその化合物*	1.6	1.1	1.4	設定なし

- ・ <とは検出下限値未満であることを示す。
- ・ 括弧付きの値は検出下限値以上かつ、定量下限値未満であることを示す。
- ・ 検出下限値未満の値の年平均値算出にあたっては、検出下限値の1/2とした。
- ※「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」(指針値)を評価指標とした。

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

(10) 一般環境大気及び土壌中ダイオキシン類経年測定結果一覧

ア) 一般環境大気

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	環境基準値
松林公民館	—	0.13	0.32	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.6
芹沢スポーツ広場	0.19	0.15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鶴嶺公民館	0.22	0.12	0.29	0.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.026	—	—	
海岸青少年会館	0.21	0.10	—	0.13	0.066	0.049	0.063	—	—	—	—	0.023	—	—	—	—	—	
小和田公民館	0.17	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.014	—	0.020	—	
茅ヶ崎市役所	0.22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
福祉会館	—	—	0.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小出支所	—	—	0.29	0.13	0.080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
つつじ学園	—	—	0.26	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田地区コミュニティセンター	—	—	—	—	—	0.059	—	—	—	—	0.037	—	—	—	—	—	0.014	
鶴嶺東コミュニティセンター	—	—	—	—	—	—	0.097	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
民俗資料館(旧和田家)	—	—	—	—	—	—	—	0.052	—	—	—	—	0.019	—	—	—	—	
コミュニティセンター湘南	—	—	—	—	—	—	—	—	0.039	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園いこいの里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.038	—	—	—	—	—	—	—	

イ) 一般環境土壌

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	環境基準値
室田第2公園	—	1.1	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
芹沢スポーツ広場	76	66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園第3公園	7.2	0.68	4.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎公園	14	0.68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田公民館	12	5.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中央公園	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
福祉会館	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小出青少年広場	—	—	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
松が丘第2公園	—	—	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園第2公園	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南湖第一公園	—	—	—	4.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清水公園	—	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
富士見町公園	—	—	—	0.079	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
赤羽根青少年広場	—	—	—	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高田第一公園	—	—	—	—	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西羽根沢公園	—	—	—	—	2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
巴蔵第2青少年広場	—	—	—	—	—	0.77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
浜之郷公園	—	—	—	—	—	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
香川第2公園	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
津戸田公園	—	—	—	—	—	—	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
共恵第一公園	—	—	—	—	—	—	—	8.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西久保広町公園	—	—	—	—	—	—	—	—	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園下河原公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.5	—	—	—	—	—	—	—	
赤松公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.3	—	—	—	—	—	—	
中海岸第二公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.0	—	—	—	—	—	
下寺尾東方公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	
松浪公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.1	—	—	—	
さくら公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.7	—	—	
平和町公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.8	—	
東小和田公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.98	

(11) 市内一般環境大気中有毒大気汚染物質経年測定結果一覧

測定年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
測定地点	茅ヶ崎市役所 芹沢緑一ツ広場 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 小和田浜公園	松林公民館 芹沢緑一ツ広場 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 小和田公民館	松林公民館 小出支所 鶴嶺公民館 福祉会館 つつじ学園	松林公民館 小出支所 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 つつじ学園	海岸青少年会館 小出支所	海岸青少年会館 小和田地区 コミュニティセンター
①	—	—	—	—	0.064	<0.1
②	—	—	—	—	2.4	2.9
③	—	—	—	0.096	0.034	<0.1
④	—	—	—	—	0.18	0.26
⑤	—	—	—	—	—	0.022
⑥	—	—	—	—	0.095	<0.04
⑦	—	2.2	—	—	2.5	1.7
⑧	0.67	—	—	—	0.47	0.25
⑨	1.67	—	—	—	0.92	0.75
⑩	—	—	0.46	—	0.21	0.10
⑪	3.4	2.1	2.8	2.4	1.9	0.94
⑫	—	—	—	—	0.22	<0.1
⑬	—	—	4.3	—	2.6	1.4
⑭	—	3	—	—	—	—
⑮	—	—	—	6.6	—	—
⑯	—	—	—	—	1.2	—
⑰	—	—	—	—	0.023	—
⑱	—	—	—	—	—	28
⑲	—	—	—	—	—	18

測定年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
測定地点	海岸青少年会館 鶴嶺東 コミュニティセンター	民俗資料館 (旧和田家)	コミュニティセンター 湘南	茅ヶ崎市 老人憩いの家 萩園いこいの里	小和田地区 コミュニティセンター	海岸青少年会館
①	0.063	—	—	0.037	0.020	0.036
②	4.4	2.7	2.5	—	—	4.2
③	0.017	—	0.013	0.14	0.023	—
④	0.10	0.11	0.13	0.086	0.17	0.13
⑤	—	—	—	—	—	0.066
⑥	0.079	—	0.056	0.056	0.098	0.11
⑦	2.9	—	3.8	2.2	1.3	—
⑧	0.28	—	0.15	0.34	0.19	—
⑨	0.59	—	0.43	0.54	0.55	—
⑩	0.19	0.27	0.20	0.11	0.15	—
⑪	1.4	1.8	1.3	1.3	1.3	0.80
⑫	—	—	—	—	—	0.24
⑬	4.8	—	—	—	—	—
⑭	2.2	—	—	—	—	—
⑮	3.9	2.3	—	—	—	—
⑯	—	2.0	—	—	1.4	0.83
⑰	—	0.011	—	—	0.024	0.019
⑱	23	24	—	—	—	30
⑲	4.2	5.4	—	—	—	4.2

測定年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	大気環境 基準
測定地点	民俗資料館 (旧和田家)	小和田公民館	鶴嶺公民館	小和田公民館	小和田地区 コミュニティセンター	※指針値
①	0.035	0.057	0.035	0.028	—	※2
②	3.1	3.0	—	—	2.2	設定なし
③	0.020	0.037	0.040	0.022	—	※10
④	0.14	0.11	0.19	0.18	0.15	※18
⑤	0.067	0.067	—	—	—	設定なし
⑥	0.13	0.061	0.079	0.098	0.13	※1.6
⑦	2.2	1.1	1.9	1.2	5.6	150
⑧	0.27	0.14	0.32	0.16	0.059	200
⑨	0.43	0.29	0.40	0.46	0.26	200
⑩	—	—	0.13	—	0.060	※2.5
⑪	1.3	0.64	1.3	0.98	0.98	3
⑫	—	—	—	—	—	設定なし
⑬	3.2	3.5	—	—	1.6	設定なし
⑭	—	—	2.3	—	—	※40
⑮	—	—	2.0	—	—	※25
⑯	—	—	—	—	—	※6
⑰	—	—	—	0.0078	—	設定なし
⑱	—	—	—	12	4.9	※140
⑲	—	—	—	4.0	1.4	設定なし

注1) 単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  ( $\mu\text{g}=0.000001\text{g}$ ) ただし、⑫、⑭～⑲は $\text{ng}/\text{m}^3$  ( $\text{ng}=0.00000001\text{g}$ ) である。

注2) この一覧は各地点年4回(23年度より年2回)の値を平均した上でさらに、全測定地点(18年度より1地点)の平均値を表したものである。

注3) -は当該年度測定していない項目である。



## 2 水 質 汚 濁

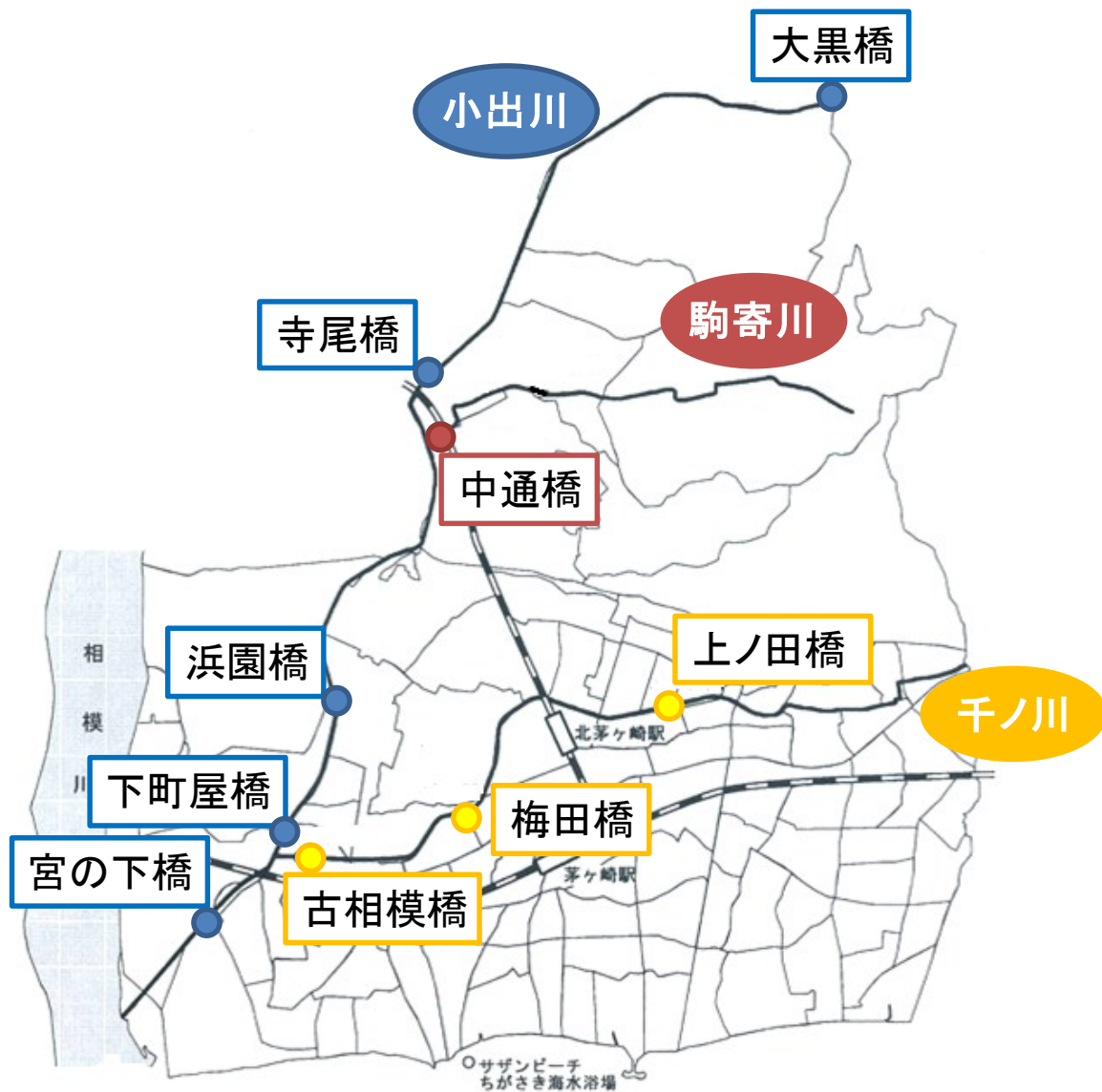
工場・事業場からの排水や家庭からの生活排水などによる河川や海域の水質汚濁は、下水道の普及などにより長期的な改善の傾向があるものの、環境基準値未達成の項目も確認されています。

茅ヶ崎市では、河川・海域・地下水について、次の調査を行い監視をしています。

- 水質汚濁防止法に基づく水質調査 河川（小出川）・海域（茅ヶ崎沖）
- 市の計画による水質調査 千ノ川・小出川・駒寄川
- 海水浴場水質調査 サザンビーチちがさき海水浴場
- 地下水水質調査 定点・メッシュ・継続監視調査等



## 河川等水質調査地点



- 【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川である。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮の下橋まで5地点、測定計画に基づく調査でも宮の下橋で測定している。
- 【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流している。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定している。
- 【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していたが、現在は明確な源流はない。国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流している。定点調査では本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定している。

## 2 水質汚濁

### (1) 河川・海域（水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定）

ア 平成27年度 河川水質測定結果

区分	水域（支川）		相模川（小出川）				環境基準 （判定値）
	類型		河川（B）				
	測定地点		宮の下橋				
	測定項目（単位）	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n	
生活環境項目	pH		7.7	7.3	7.9	0/12	6.5以上8.5以下
	BOD	(mg/L)	2.8 (75%値：3.6)	0.6	5.3	4/12	3以下
	COD	(mg/L)	4.8 (75%値：5.3)	3.5	6.4	*/12	—
	SS	(mg/L)	17	4	36	3/12	25以下
	DO	(mg/L)	7.7	6.0	10.0	0/12	5以上
	大腸菌群数	(MPN/100ml)	55,000	1,300	280,000	9/12	5000以下
	n-ヘキササン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	*/2	—
	全窒素	(mg/L)	3.7	2.3	5.3	*/12	—
	全燐	(mg/L)	0.20	0.14	0.32	*/12	—
	全亜鉛	(mg/L)	0.015	0.008	0.025	*/12	—
	ノニルフェノール	(mg/L)	0.00080	0.00019	0.0014	*/2	—
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12	0.003以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12	0.05以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12	0.03以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.01以下
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下
	ふっ素	(mg/L)	0.10	<0.08	0.14	0/6	0.8以下
	ほう素	(mg/L)	0.05	0.03	0.08	0/6	1以下
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.15	0.07	0.22	*/12	—
硝酸性窒素	(mg/L)	2.1	1.4	2.9	*/12	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.2	1.5	3.1	0/12	10以下	
特殊項目	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	(0.5以下)
	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	(0.3以下)
	溶解性鉄	(mg/L)	0.25	0.18	0.35	0/6	(1以下)
	溶解性マンガン	(mg/L)	0.13	0.08	0.17	0/6	(1以下)
	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	—
その他の項目	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.81	0.19	1.5	*/12	—
	磷酸態磷	(mg/L)	0.15	0.06	0.22	*/12	—
	電気伝導率	(mS/m)	45	29	87	*/12	—
	塩化物イオン	(mg/L)	52	20	170	*/12	—
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	—
観測項目	透視度	(cm)	58.2	30.0	78.0	*/12	—
	気温	(℃)	20.5	9.5	33.0	*/12	—
	水温	(℃)	20.3	11.1	31.0	*/12	—
	流量	(m <sup>3</sup> /s)	1.05	0.14	1.88	*/12	—

(注) 1 pHからDOの平均値（最小値・最大値）及び観測項目については、日間平均値の年間平均値（最小値・最大値）。

2 m/n：基準値等を超えた検体数/調査検体数（m：\*は判定基準なし）。

3 75%値：日間平均値の年間全データ（n件）を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値。

4 特殊項目の判定値（環境基準の欄）は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10とした。

5 類型（B）は類型指定されていないため、流入先本川（相模川下流）の類型を示す。

イ 平成27年度 海域水質測定結果

区分	水域	相模湾(2)				環境基準 (判定値)	
	類型	海 域 A					
	測定地点	茅ヶ崎沖 (緯度N35° 18' 06" 経度E139° 23' 49")					
	測定項目 (単位)	測定値	平均値	最小値	最大値		m/n
生活環境項目	pH		8.3	8.2	8.4	5/12	7.8以上8.3以下
	COD (mg/L)		1.3 (75%値: 1.7)	0.5	2.2	2/12	2以下
	DO (mg/L)		7.7	6.7	8.4	5/12	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		190	<2	1700	1/12	1000以下
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	全窒素 (mg/L)		0.32	0.18	0.52	*/12	—
	全燐 (mg/L)		0.026	0.012	0.061	*/12	—
	全亜鉛 (mg/L)		0.001	<0.001	0.002	*/12	—
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6	0.003以下
	全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下
	六価クロム (mg/L)		<0.02	<0.02	<0.02	0/6	0.05以下
	砒素 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.0005以下
	PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	0.01以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下
	チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.01以下
	セレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下
	亜硝酸性窒素 (mg/L)		<0.05	<0.05	<0.05	*/12	—
	硝酸性窒素 (mg/L)		0.19	0.11	0.33	*/12	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.24	0.16	0.38	0/12	10以下
特殊項目	フェノール類 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/2	(0.5以下)
	銅 (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(0.3以下)
	溶解性鉄 (mg/L)		<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(1以下)
	溶解性マンガン (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(1以下)
	EPN (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	(0.006以下)
	ニッケル (mg/L)		<0.008	<0.008	<0.008	*/2	—
その他の項目	アンモニア性窒素 (mg/L)		0.04	<0.04	0.05	*/12	—
	磷酸態燐 (mg/L)		0.020	0.009	0.048	*/12	—
	塩分 (‰)		34.31	31.74	35.76	*/12	—
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)		<0.03	<0.03	<0.03	*/6	—
	クロロフィル a (μg/L)		4.1	0.5	12.0	*/12	—
観測項目	透明度 (m)		7.2	1.5	12.6	*/12	—
	気温 (℃)		17.3	4.6	33.0	*/12	—
	水温 (℃)		18.9	12.5	26.0	*/12	—

(注) 1 m/n : 基準値等を超えた検体数/調査検体数 (m: \*は判定基準なし)。

2 75%値: 日間平均値の年間全データ (n件) を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値。

3 特殊項目の判定値 (環境基準の欄) は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10とした。

4 EPNの判定値 (環境基準の欄) は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いた。

## (2) 河川 (市計画による測定)

### ア 平成27年度 千ノ川水質調査結果

項目	地点名	上ノ田橋		梅田橋		古相模橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温 (°C)	18.0	12.8～23.9	17.4	11.7～24.3	16.7	9.1～24.7	—
	透視度 (cm)	45	27～>50	43	30～>50	34	18～>50	—
生活環境項目	p H	7.7	7.1～8.5	7.4	7.1～7.7	7.4	6.7～8.0	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	2.9	0.5～4.3	2.2	0.2～3.6	2.4	0.4～5.0	3以下
	COD (mg/l)	4.1	2.3～5.2	4.4	2.4～7.3	4.9	3.0～7.0	—
	S S (mg/l)	7	1～20	11	1～36	18	5～37	25以下
	D O (mg/l)	7.1	5.7～10.7	7.1	5.6～8.8	6.8	5.7～9.6	5以上
	全窒素 (mg/l)	2.5	1.3～3.7	1.8	0.3～2.5	2.1	0.7～3.5	—
	全リン (mg/l)	0.25	0.23～0.28	0.18	0.14～0.23	0.20	0.16～0.24	—

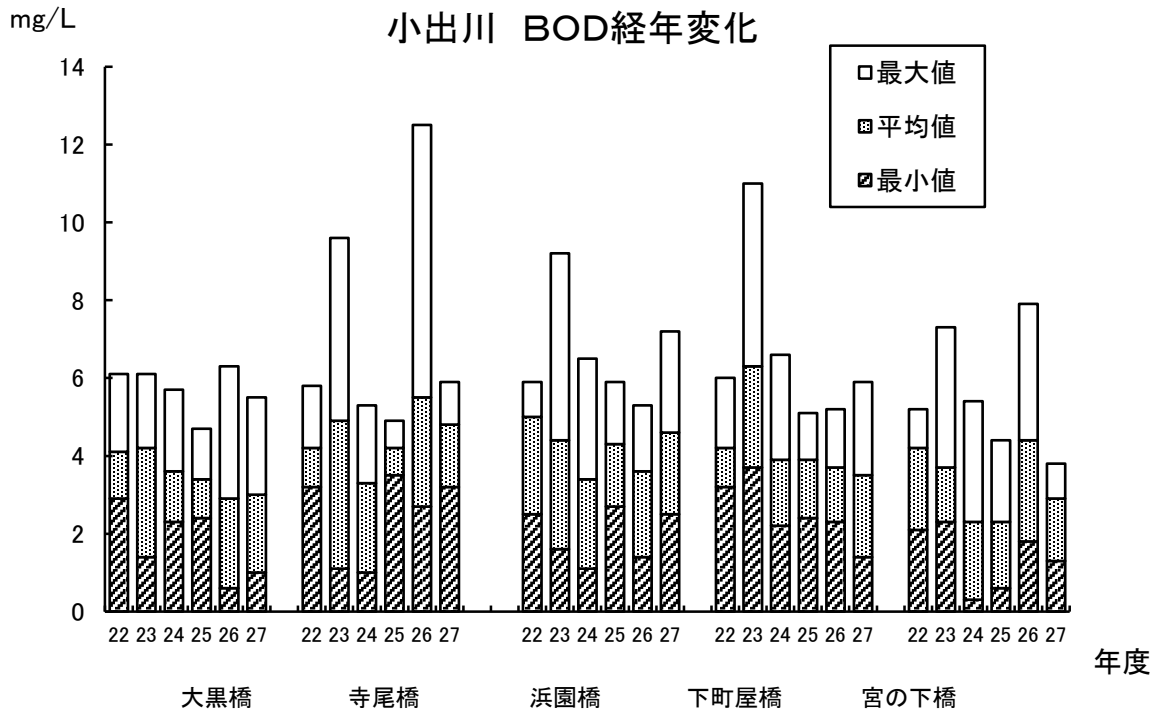
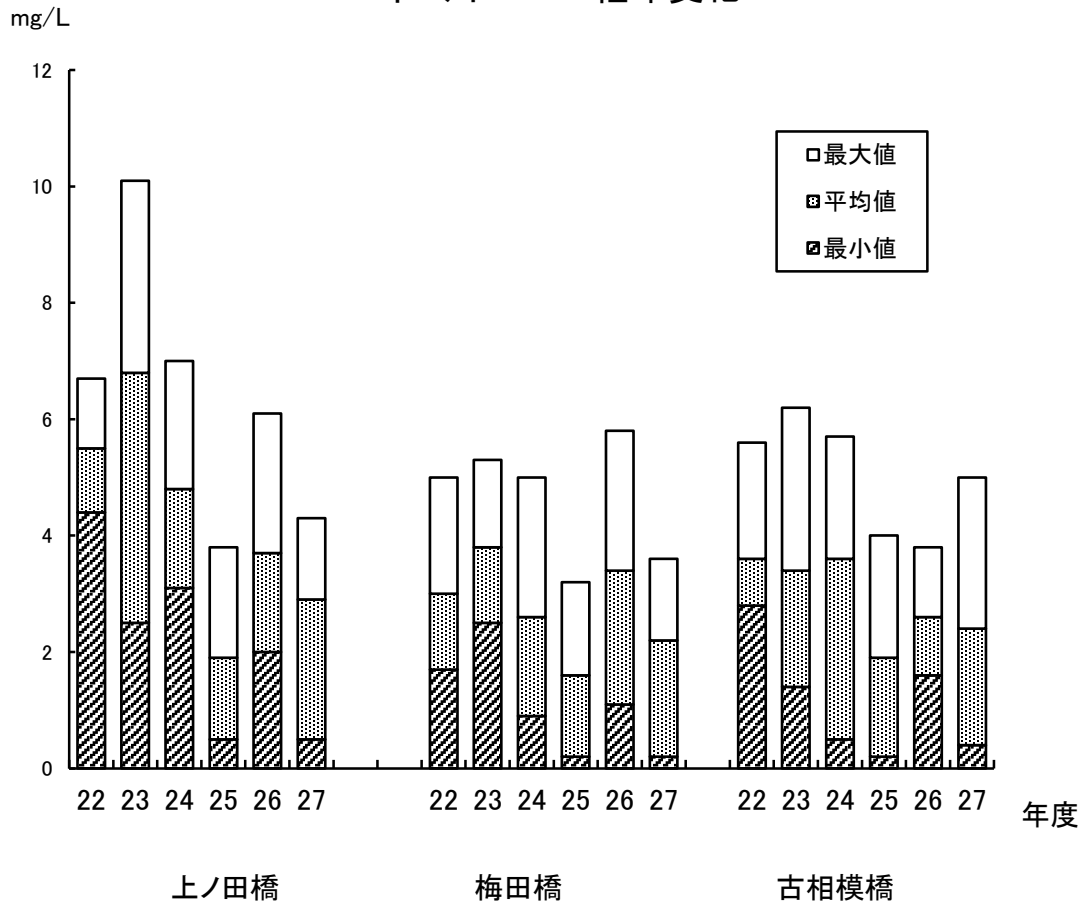
### イ 平成27年度 小出川水質調査結果

項目	地点名	大黒橋		寺尾橋		浜園橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温 (°C)	18.2	11.2～25.4	18.2	8.3～26.1	16.7	7.4～24.8	16.3
	透視度 (cm)	44	17～>50	37	15～>50	31	15～>50	35.0
生活環境項目	p H	7.5	6.9～8.0	7.4	6.9～8.1	7.3	6.8～7.8	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	3.0	1.0～5.5	4.8	3.2～5.9	4.6	2.5～7.2	3以下
	COD (mg/l)	4.5	2.8～8.0	7.0	4.2～10.0	6.7	1.4～9.7	—
	S S (mg/l)	3	1～4	13	4～31	24	8～50	25以下
	D O (mg/l)	8.2	7.0～9.6	8.2	6.4～10.4	7.2	6.1～8.5	5以上
	全窒素 (mg/l)	6.3	4.3～7.8	7.7	4.3～10.2	5.9	2.5～8.2	—
	全リン (mg/l)	0.11	0.04～0.17	0.53	0.26～0.76	0.41	0.26～0.65	—

項目	地点名	下町屋橋		宮の下橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温 (°C)	16.3	6.5～24.4	16.6	8.3～24.8	—
	透視度 (cm)	35	20～>50	37	21～>50	—
生活環境項目	p H	7.3	6.9～7.8	7.3	6.8～7.7	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	3.5	1.4～5.9	2.9	1.3～3.8	3以下
	COD (mg/l)	6.7	5.3～8.5	5.8	3.5～8.2	—
	S S (mg/l)	16	5～26	14	5～23	25以下
	D O (mg/l)	7.3	6.0～9.4	6.6	5.6～8.5	5以上
	全窒素 (mg/l)	5.3	1.7～7.9	4.1	2.2～6.4	—
	全リン (mg/l)	0.34	0.23～0.47	0.28	0.21～0.37	—

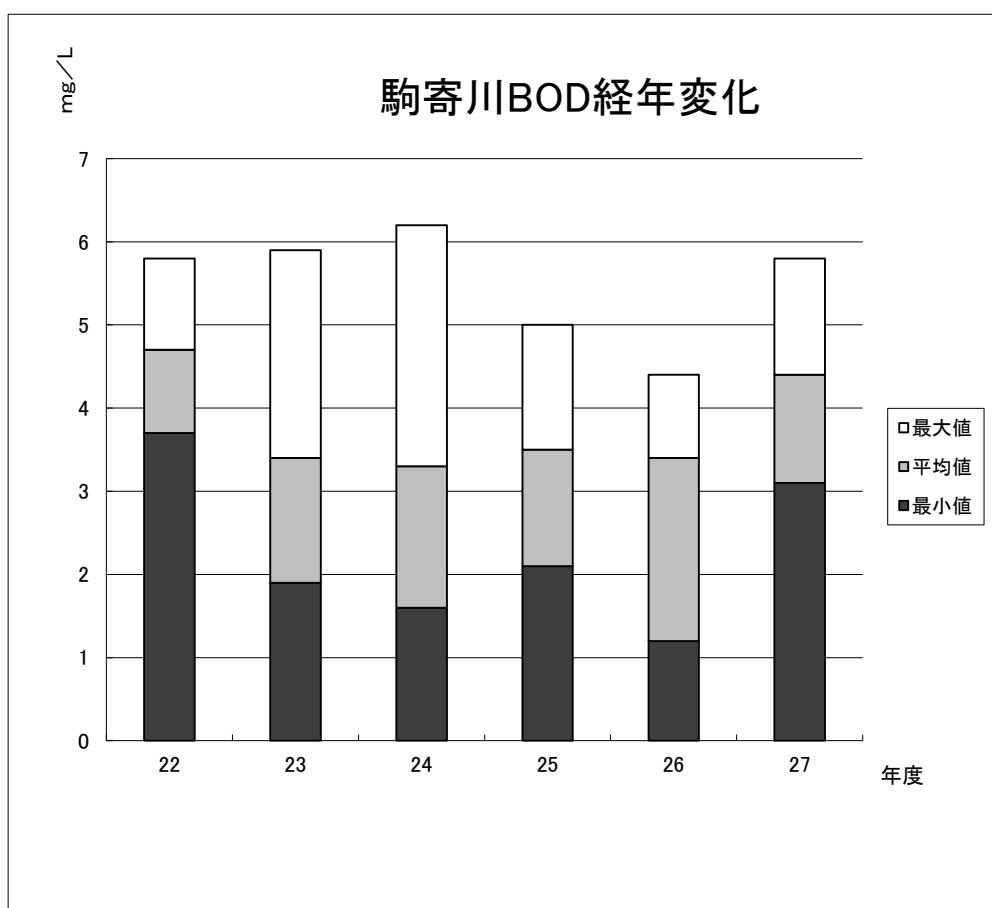
- (注) 1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均。  
 2 「環境基準」は河川B類型の値を参考として掲載。

### 千ノ川 BOD経年変化



ウ 平成27年度 駒寄川水質調査結果

項目	地点名	中通橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温 (°C)	18.0	9.2～25.8	—
	透視度 (cm)	45	20～>50	—
生活環境項目	pH	7.4	6.9～7.9	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	4.4	3.1～5.8	3以下
	COD (mg/l)	4.9	1.4～9.7	—
	SS (mg/l)	16	4～50	25以下
	DO (mg/l)	8.3	7.0～9.6	5以上
	全窒素 (mg/l)	4.2	2.1～5.0	—
	全リン (mg/l)	0.21	0.13～0.31	—



- (注) 1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均  
 2 「環境基準」は、河川B類型の値を参考として掲載。

### (3) 海水浴場

#### 平成27年度 海水浴場水質調査結果

調査海水浴場：サザンビーチちがさき海水浴場

調査項目 調査時期	評価項目				判定	参考項目 O-157
	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		
5月 (海水浴場開設前)	2個/100mL	なし	2.3mg/L	1m以上	水質B	不検出
7月 (海水浴場開設中)	13個/100mL	なし	2.4mg/L	1m以上	水質B	不検出

#### 水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる



#### (4) 地下水

ア 平成27年度 地下水水質測定結果

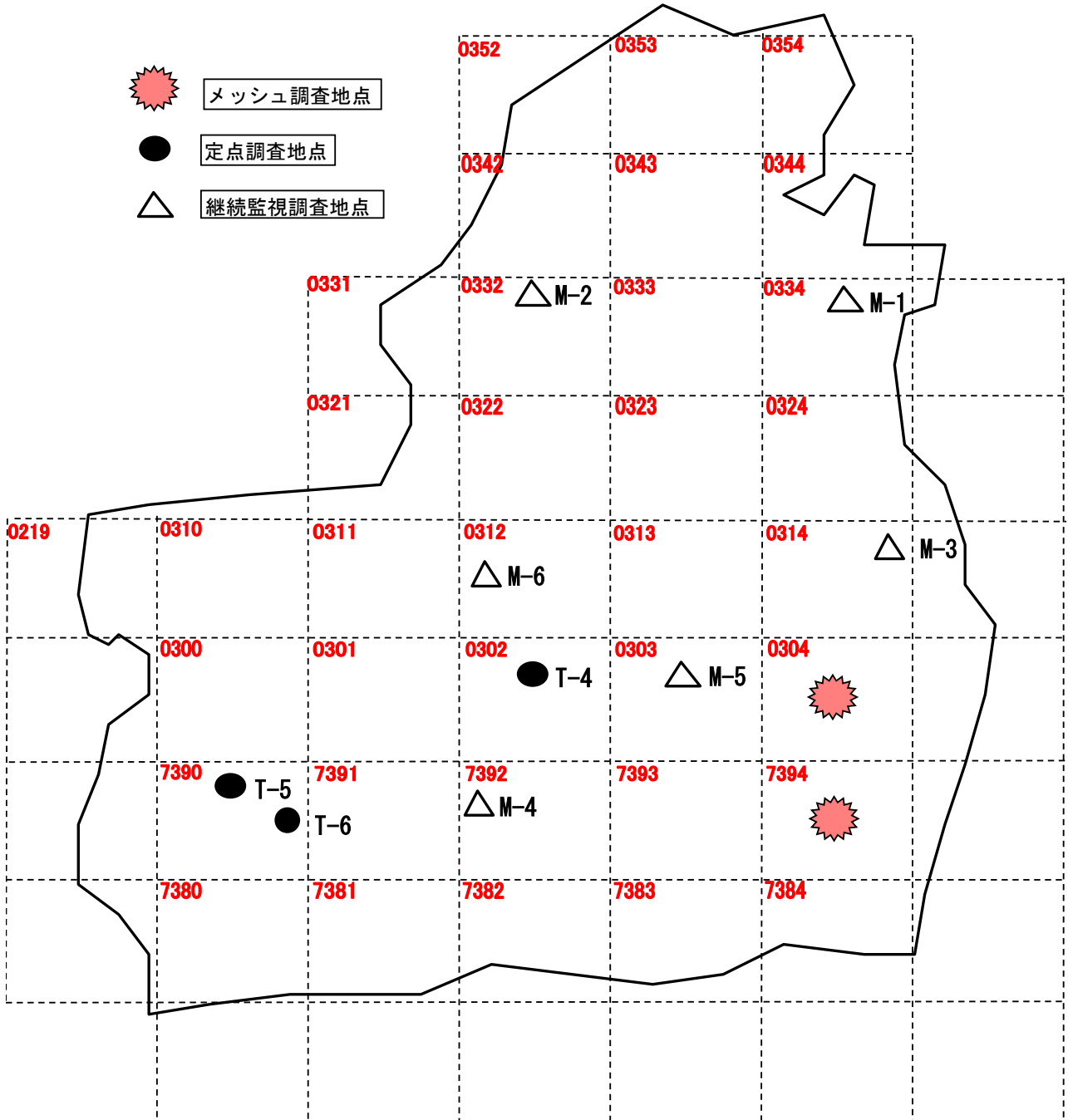
(水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定)

測定地点(地下水) 結果は次項のとおり

No.	調査種類	調査番号	測定地点	井戸の諸元	
				浅・深井戸	用途
1	定点	T-4	茅ヶ崎	深井戸	工業用水
2	定点	T-5	今宿	浅井戸	生活用水
3	定点	T-6	下町屋	深井戸	工業用水
4	メッシュ	0304	出口町	浅井戸	生活用水
5	メッシュ	7394	松浪	浅井戸	生活用水
6	継続監視調査	M-1	堤	浅井戸	生活用水
7	継続監視調査	M-2	下寺尾	浅井戸	生活用水
8	継続監視調査	M-3	赤羽根	浅井戸	生活用水
9	継続監視調査	M-4	十間坂	浅井戸	生活用水
10	継続監視調査	M-5	本村	浅井戸	生活用水
11	継続監視調査	M-6	円蔵	浅井戸	生活用水



# 測定地点（地下水）



ア-1 平成27年度地下水水質常時監視調査結果（定点調査・継続監視調査）

単位(mg/L)

調査項目	調査区分	概況調査・定点調査			継続監視調査						
	番号	T-4	T-5	T-6	M-1	M-2	M-3	M-4	M-5	M-6	
	調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
	調査地区名	茅ヶ崎	今宿	下町屋	堤	下寺尾	赤羽根	十間坂	本村	円蔵	円蔵
	深度区分	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
	用途区分	工業用水	生活用水	工業用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
	測定年月	平成27年10月22日									
環境基準											
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	—	—	—	—	—	—
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—
	鉛	0.01以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—	—	—	—	—	—
	六価クロム	0.05以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	—	—	—	—	—	—
	砒素	0.01以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—	—	—	—	—	—
	総水銀	0.0005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	—	—	—
	P C B	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン	0.02以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	四塩化炭素	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	< 0.0002	0.0042	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	—	—	—	0.010	<b>0.069</b>	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	0.0084	0.069	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	0.0016	0.0003	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	0.01以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	<b>0.039</b>	<b>0.052</b>	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	—	—	—	—	—	—
	チウラム	0.006以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	—	—	—	—	—	—
	シマジン	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	—	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—	—	—	—	—	—
	ベンゼン	0.01以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—
	セレン	0.01以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素	-	0.17	1.5	0.17	11	11	11	—	—	40
	亜硝酸性窒素	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—	—	<0.05
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10以下	0.22	1.5	0.22	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	—	—	<b>40</b>
	ふっ素	0.8以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	—	—	—	—	—	—
	ほう素	1以下	0.02	0.03	0.14	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—	—	—	—	—	—	
一般項目	電気伝導率(mS/m)	-	69	29	120	34	34	80	28	27	67
	pH	※5.8~8.6	8.0	6.8	8.0	6.4	6.4	6.3	8.5	8.1	6.6
	水温(℃)	-	17.0	19.0	16.9	16.2	17.0	16.0	19.2	17.2	17.5
	臭気	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	外観	-	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色

注 1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値。単位なし。  
2 下線(太字)部分は、環境基準値の超過を示す。

## ア-2 平成27年度地下水水質常時監視調査結果（メッシュ調査）

単位 (mg/L)

調 査 項 目	調査区分	概況調査・メッシュ調査		
	番号	0304	7394	
	調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	
	調査地区名	出口町	松浪	
	深度区分	浅井戸	浅井戸	
	用途区分	生活用水	生活用水	
	測定年月	平成27年10月22日	平成27年10月22日	
	環境基準			
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
	鉛	0.01以下	< 0.005	< 0.005
	六価クロム	0.05以下	< 0.02	< 0.02
	砒素	0.01以下	< 0.005	< 0.005
	総水銀	0.0005以下	< 0.0005	< 0.0005
	PCB	検出されないこと	不検出	不検出
	ジクロロメタン	0.02以下	< 0.0002	< 0.0002
	四塩化炭素	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	< 0.0002	< 0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.0004	< 0.0004
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	< 0.0002	< 0.0002
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	< 0.0002	< 0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	< 0.0002	< 0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	< 0.0002	< 0.0002
	トリクロロエチレン	0.01以下	< 0.0002	< 0.0002
	テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.0002	< 0.0002
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	< 0.0004	< 0.0004
	チウラム	0.006以下	< 0.0006	< 0.0006
	シマジン	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン	0.01以下	< 0.0002	< 0.0002
	セレン	0.01以下	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素	-	2.5	3.2
	亜硝酸性窒素	-	<0.05	<0.05
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	2.5	3.2
	ふっ素	0.8以下	0.08	0.11
	ほう素	1以下	< 0.02	0.02
	1,4-ジオキサン	0.05以下	< 0.005	< 0.005
一 般 項 目	電気伝導率 (mS/m)	-	14	21
	pH	※5.8~8.6	8.9	7.2
	水温 (°C)	-	16.6	18.2
	臭気	-	無臭	無臭
	外観	-	無色	無色

注 1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値。単位なし。  
 2 下線（太字）部分は、環境基準値の超過を示す。

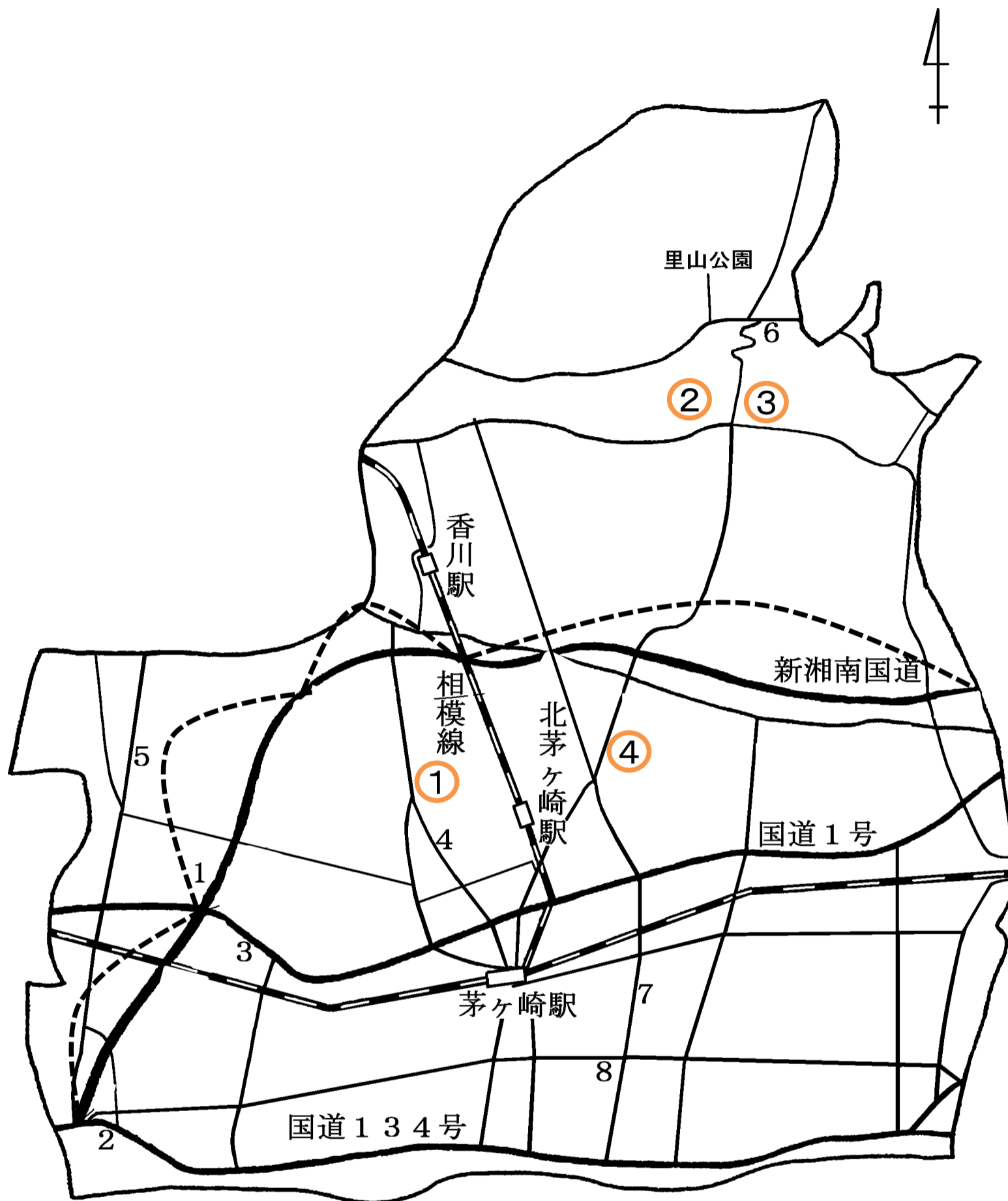
### 3 騒音 ・ 振動

騒音と振動は直接人の感覚を刺激し、日常生活に及ぼす影響が大きいため自動車交通騒音・振動、一般環境騒音、航空機騒音の測定を行っています。

- 自動車交通騒音・振動
- 環境騒音
- 航空機騒音



# 自動車交通騒音等測定地点図



(面的評価)

- ① 丸子中山茅ヶ崎線 ..... 円蔵2478付近
- ② 藤沢平塚線 ..... 芹沢1079付近
- ③ 藤沢平塚線 ..... 堤75-7付近
- ④ 遠藤茅ヶ崎線 ..... 高田1-13-25付近

(道路端)

- 1 新湘南国道.....市営今宿住宅1号棟 (今宿243-3)
- 2 国道134号.....柳島記念館 (柳島1900)
- 3 国道1号.....下町屋自治会館前 (下町屋1-6-19)
- 4 県道45号 (丸子中山茅ヶ崎線) ...茅ヶ崎市消防署前 (矢畑1280-3)
- 5 県道46号 (相模原茅ヶ崎線) .....萩園一般事業所 (萩園1305-2)
- 6 県道47号 (藤沢平塚線) .....皆楽荘前 (堤1928)
- 7 市道東海岸寒川線.....東海岸北5丁目 (東海岸北5-1-33)
- 8 市道柳島小和田線.....東海岸駐在所前 (東海岸南2-11-1)

(1) 平成27年度 自動車交通騒音測定結果 (面的評価)

測定項目 測定場所	区間 延長 (Km)	等価騒音レベル (dB)				時間交通量 (台/時)		面的評価					測定日
		道路端		背後地		昼 7~9時	夜 22~0時	戸数	環境基準達成率 (%)			昼夜ともに基準値超過	
		昼 6~22時	夜 22~6時	昼 6~22時	夜 22~6時				昼夜両方 24時間	昼のみ 6~22時	夜のみ 22~6時		
①丸子中山茅ヶ崎線 測定場所：円蔵2478付近 第一種住居地域 区間：西久保1645～茅ヶ崎2-1-52	2.6	67	64	56	50	1254	413	区間内 716戸	99.3% 711戸	0.7% 5戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	平成27年 10月20日 ～ 10月21日
環境基準		70	65	60	55			非近接空間 527戸	100.0% 527戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
要請限度		75	70										
②藤沢平塚線 測定場所：芹沢1079付近 市街化調整地域 区間：堤48～芹沢848	1.6	69	64	53	48	1139	201	区間内 370戸	100.0% 370戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	平成27年 10月20日 ～ 10月21日
環境基準		70	65	65	60			非近接空間 75戸	100.0% 75戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
要請限度		75	70										
③藤沢平塚線 測定場所：堤75-7付近 第一種低層住居専用地域 区間：芹沢848～下寺尾995	2.5	65	61	49	43	730	192	区間内 129戸	100.0% 129戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	平成27年 10月20日 ～ 10月21日
環境基準		70	65	60	55			非近接空間 56戸	100.0% 56戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
要請限度		75	70										
④遠藤茅ヶ崎線 測定場所：高田1-13-25付近 近隣商業地域 区間：堤1950-1～本村3-20-61	4.4	67	62	54	43	656	194	区間内 1578戸	99.5% 1570戸	0.1% 2戸	0.0% 0戸	0.4% 6戸	平成27年 10月20日 ～ 10月21日
環境基準		70	65	65	60			非近接空間 401戸	99.0% 397戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	1.0% 4戸	
要請限度		75	70										

道路端 ; 道路の敷地境界線上での測定値。  
 背後地 ; 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値。  
 面的評価 ; 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価。  
 環境基準 ; 環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。  
 要請限度 ; 騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。  
 区間内 ; 区間内の道路端から50mの範囲内の住居。  
 近接空間 ; 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居。  
 ; 2車線を越える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居。  
 非近接空間 ; 2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居。  
 ; 2車線を越える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居。

(2)平成27年度 自動車交通騒音・振動測定結果 (道路端)

(dB)

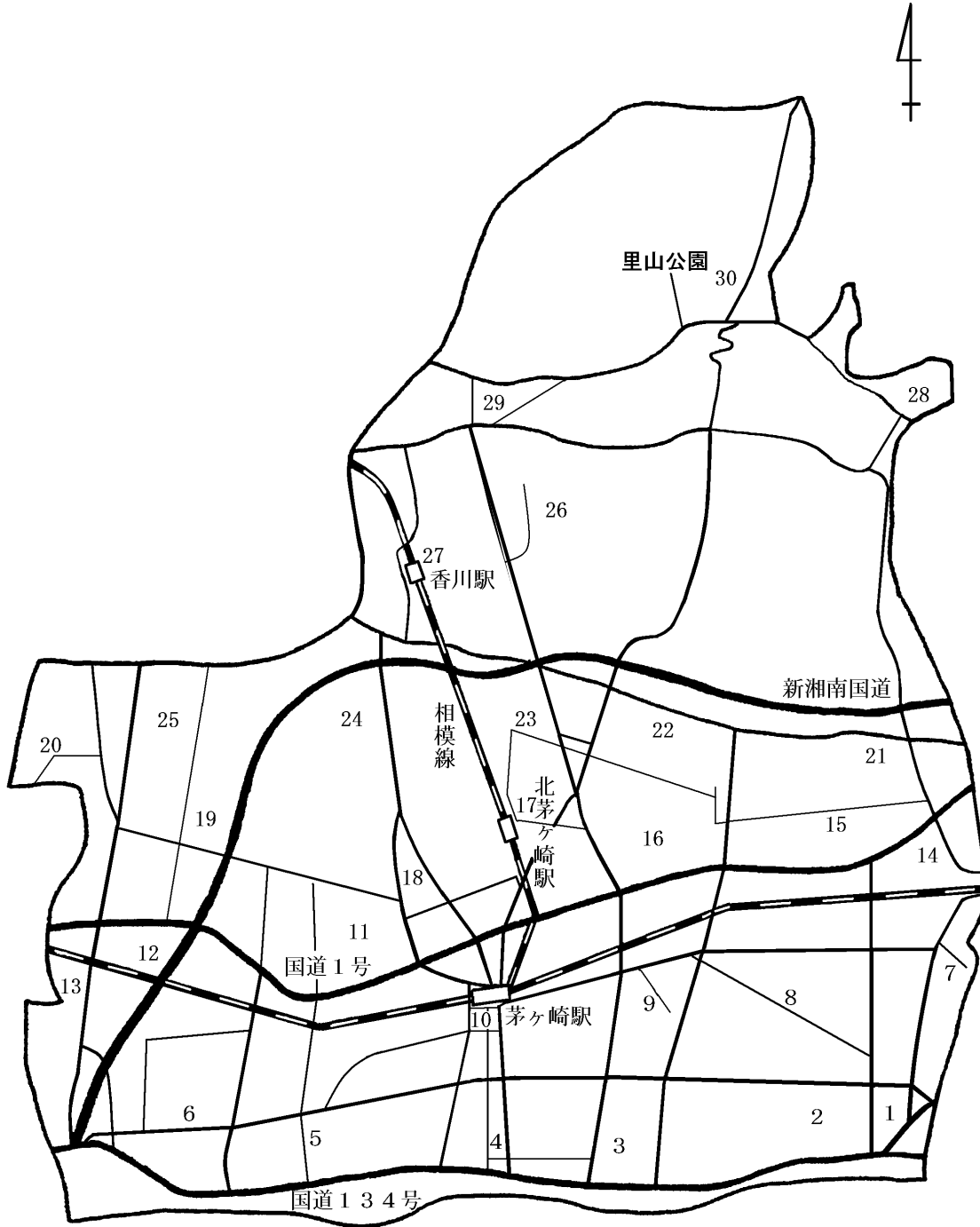
測定地点	騒音 (Leq)						振動 (L10)				用途地域	測定日
	測定結果		環境基準		要請限度		測定結果		要請限度			
	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 8～19時	夜 19～8時	昼 8～19時	夜 19～8時		
新湘南国道 今宿市営住宅1号棟 今宿243-3	59	54	65	60	75	70	31	28	65	60	第1種住居	12月14日 から 12月15日
国道134号 柳島記念館 ※1 柳島1900	<u>72</u>	<u>70</u>	70	65	75	70	43	41	65	60	調整	12月1日 から 12月2日
国道1号 下町屋自治会館 ※1 下町屋1-6-19	68	<u>66</u>	70	65	75	70	39	36	65	60	第2種住居	12月3日 から 12月4日
県道45号 茅ヶ崎市消防署 ※1 矢畑1280-3	70	<u>66</u>	70	65	75	70	39	35	70	65	工業	11月30日 から 12月1日
県道46号 ※1 萩園1305-2	70	<u>66</u>	70	65	75	70	45	37	70	65	準工業	12月7日 から 12月8日
県道47号 皆楽荘 ※1 堤1928	69	<u>66</u>	70	65	75	70	45	38	65	60	調整	11月26日 から 11月27日
市道東海岸寒川線 東海岸北5-1-33	<u>68</u>	<u>64</u>	65	60	75	70	37	34	65	60	第1種住居	12月8日 から 12月9日
市道柳島小和田線 東海岸駐在所 東海岸南2-11-1	<u>66</u>	<u>61</u>	65	60	75	70	36	33	65	60	第1種住居	12月9日 から 12月10日

下線は環境基準超過。

(注) ※1は幹線交通を担う道路に近接する区域、空間。(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。)

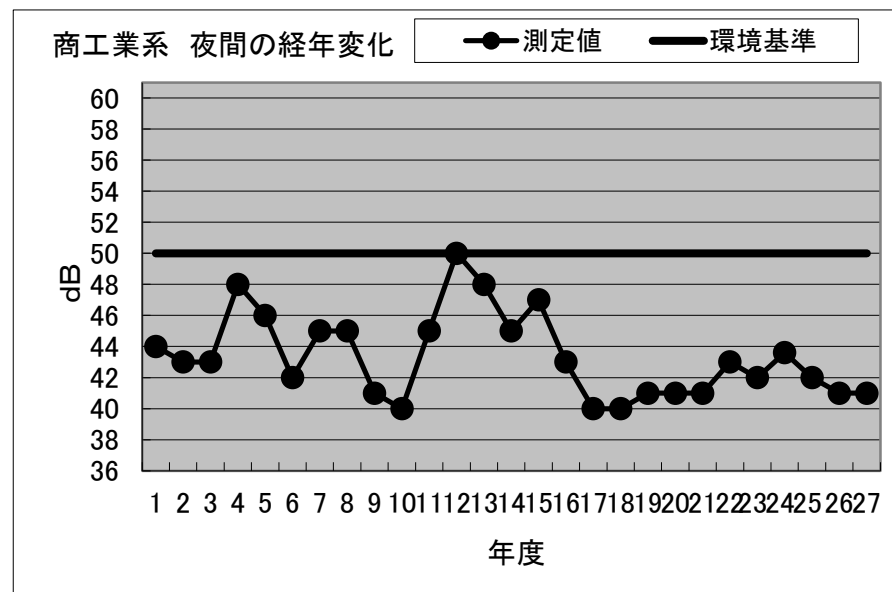
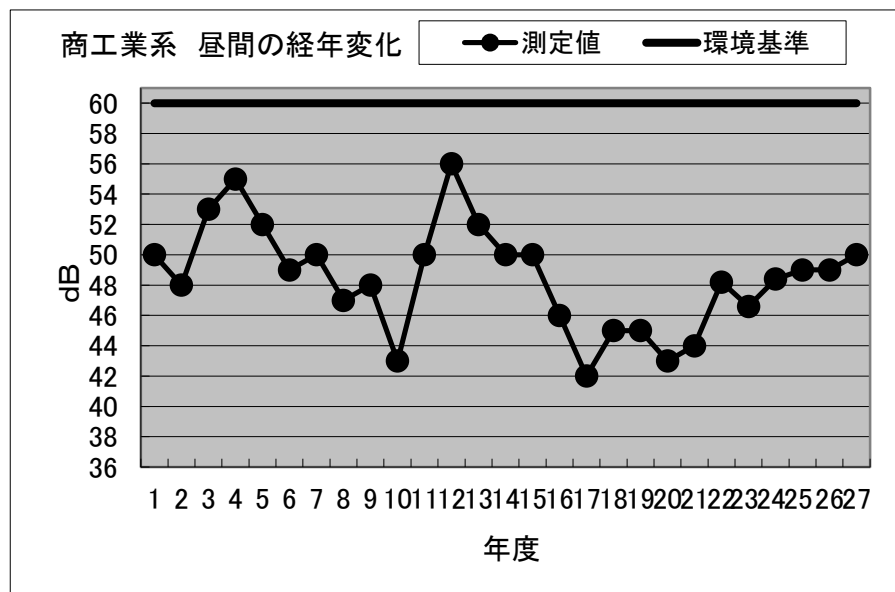
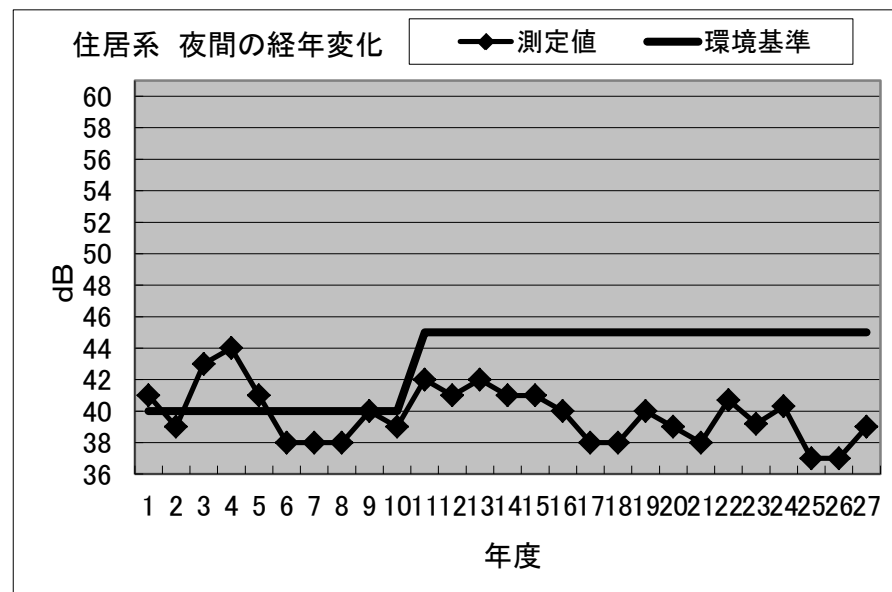
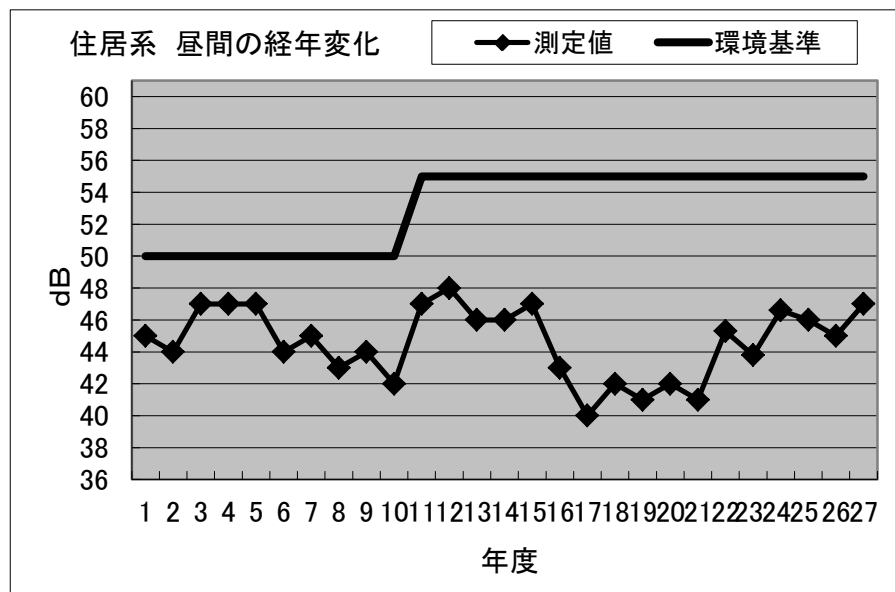


# 環境騒音測定地点図



## (3) 平成27年度 環境騒音測定結果

No.	測定場所	用途地域	等価騒音レベル (dB)			
			昼間 6時～22時		夜間 22時～6時	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
1	緑が浜7-57	第1種住居	41	55	31	45
2	浜須賀7-46	第1種低層住居専用	47	55	36	45
3	東海岸南5-3-47	第1種低層住居専用	51	55	45	45
4	東海岸南1-15-24	第1種低層住居専用	49	55	35	45
5	南湖4-10-9	第1種低層住居専用	48	55	37	45
6	浜見平8-2	第1種中高層住居専用	45	55	44	45
7	浜竹4-1-21	第1種低層住居専用	43	55	43	45
8	美住町14-25	第1種低層住居専用	49	55	34	45
9	東海岸北4-12-37	第1種低層住居専用	47	55	37	45
10	共恵1-4-27	商業	59	60	49	50
11	浜之郷1177-14	第1種住居	48	55	40	45
12	中島1373-3	準工業	54	60	47	50
13	中島874-14	第1種中高層住居専用	50	55	46	45
14	本宿町6-47	準工業	44	60	34	50
15	小和田1-8-50	第1種中高層住居専用	51	55	39	45
16	室田3-3-22	第1種中高層住居専用	45	55	39	45
17	茅ヶ崎521-3	第1種中高層住居専用	43	55	35	45
18	矢畑753-3	第1種住居	50	55	41	45
19	萩園2114-82	第1種中高層住居専用	45	55	39	45
20	萩園3183-24	工業	44	60	36	50
21	菱沼1-22-1	第1種中高層住居専用	43	55	43	45
22	高田2-10-11	第1種低層住居専用	44	55	43	45
23	鶴が台5-4	第1種中高層住居専用	47	55	38	45
24	西久保751-5	第1種中高層住居専用	45	55	44	45
25	萩園1469-5	第1種中高層住居専用	46	55	37	45
26	松風台12-21	第1種低層住居専用	43	55	32	45
27	香川6-22-26	近隣商業	50	60	39	50
28	堤41-5	第1種低層住居専用	51	55	42	45
29	下寺尾1574	調整	48	55	39	45
30	芹沢914-16	調整	50	55	39	45
平均値			47		40	



注1 測定値及び環境基準値は、平成10年度まで中央値、平成11年度から等価騒音レベル。

(4) 航空機騒音

本市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けています。

平成27年度測定結果

測定地点	期間内の値 Lden[dB]	測定期間
茅ヶ崎市斎場	46.3	平成27年4月1日～平成27年8月31日
皆楽荘	49.3	平成27年4月1日～平成28年3月31日
赤羽根中学校	54.1	平成27年4月1日～平成28年3月31日
松浪中学校	50.6	平成27年4月1日～平成28年3月31日

注1 平成25年4月1日から環境基準はWECPNL値からLdenに変更となりました。環境基準は57dB以下。

Ldenとは時間帯補正等価騒音レベル（昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル）のことを指します。

注2 期間内の値とは、測定期間のLdenのパワー平均値。

航空機騒音 測定地点図



## 4 地 盤 沈 下

市では地盤沈下防止のため主に次の事業を実施しています。

○地下水採取量調査 採取量及び地下水位測定結果報告徴収・適正利用指導

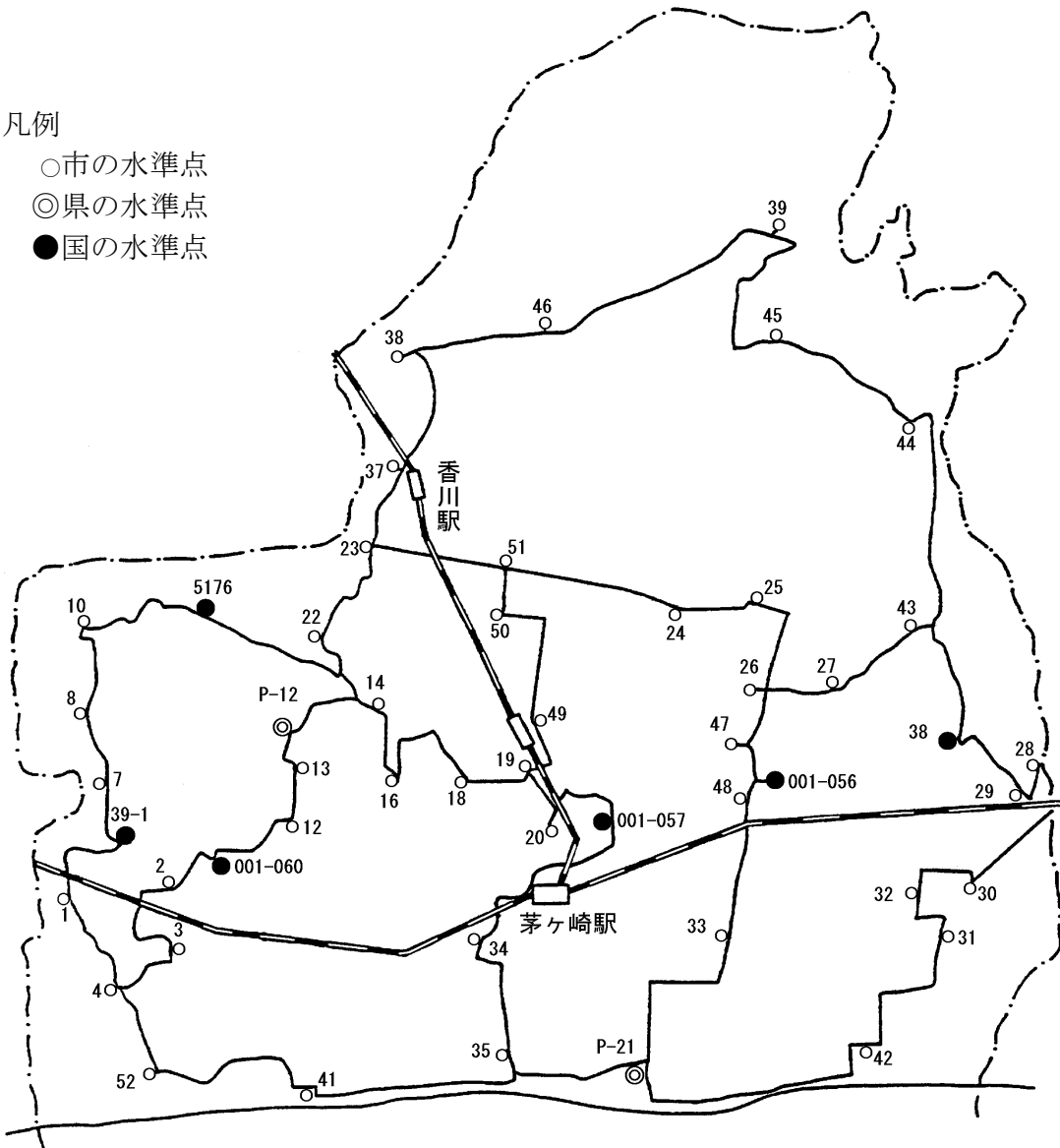
○公共水準測量 市内46.25km



# 水準測量路線網図

## 凡例

- 市の水準点
- ◎県の水準点
- 国の水準点



水準点 番号	名称	水準点 番号	名称	水準点 番号	名称	水準点 番号	名称
1	日枝神社	17	廃止	33	東海岸北4-16-8先路上	48	TOTO(株)
2	中島1341番地先路上	18	東邦チタニウム(株)西路上	34	茅ヶ崎小学校	49	円蔵小学校
3	善福寺	19	東邦チタニウム(株)	35	茅ヶ崎市営球場	50	鶴が台小学校
4	柳島小学校	20	一里塚公園	36	廃止	51	香川小学校
5	廃止	21	廃止	37	浄心寺	52	市柳島ポンプ場
6	廃止	22	宝生寺	38	茅ヶ崎北陵高等学校	P-12	鶴嶺中学校
7	ナストーア(株)	23	東京電力(株)茅ヶ崎変電所	39	小出小学校	P-21	第一中学校
8	BASFジャパン(株)開発センター	24	本在寺	40	廃止	001-056	小桜町1-1番地先路上
9	廃止	25	神明大神社			001-057	本村歩道橋脇
10	市環境事業センター	26	永昌寺	41	西浜中学校	001-059	廃止
11	廃止	27	松林小学校	42	小和田浜公園		
12	ベルコースト茅ヶ崎前	28	赤松公園	43	宝積寺	001-060	三ツ茅ヶ崎店前路上
13	鶴嶺児童公園	29	湘南CORUN ENERGY(株)	44	湘南カントリークラブ	38	本宿町2-6番地先路上
14	矢畑64番地先路上	30	ふれあい活動ホームあかしあ	45	フジ化成工業(株)	39-1	信隆寺
15	廃止	31	松浪中学校	46	北陽中学校	5176	満福寺
16	矢畑782番地敷地内	32	松浪小学校	47	松林中学校		

茅ヶ崎市地盤沈下調査変動量

平成22年度 2000年平均成果・平成23年度 測地成果2011

水準点 番号	所在地		調査開始 年月日	各年別変動量(mm)					過去 5年間の 変動量 平成23.1.1 平成28.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	※2 平成28.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備考
				平成23.1.1 平成24.1.1	平成24.1.1 平成25.1.1	平成25.1.1 平成26.1.1	平成26.1.1 平成27.1.1	※1 平成26.1.1 平成28.1.1				
	町(字)名	目標										
茅1	中島1134	日枝神社境内	H21.1.1	-26.2	-3.6	+0.4	欠測	-8.7	-38.1	-44.7	3.1733	平成20年度改埋
仮茅2	中島1341地先	竜泉寺の湯前路上	H26.1.1	-	-	-	欠測	-7.9	-	-7.8	3.0062	平成25年度仮点
茅3	柳島1丁目3-28	善福寺	S49.1.1	-27.5	-3.6	-0.3	欠測	-8.1	-39.5	-115.8	2.5177	
茅4	柳島1594	柳島小学校	S49.1.1	-27.6	-2.6	-0.4	欠測	-9.0	-39.6	-104.0	3.2511	昭和56年度改埋
茅7	萩園2678	ナストーア(株)	H24.1.1	-	-4.6	+0.1	欠測	-9.6	-	-14.1	4.1244	平成23年度改埋
茅8	萩園2722	BASFジャパン(株)技術センター	S49.1.1	-27.7	-5.5	-0.1	欠測	-8.9	-42.2	-111.4	4.0217	
茅10	萩園836	市環境事業センター	S49.1.1	-26.9	-3.6	+1.2	欠測	-7.2	-36.5	-107.0	5.1898	
仮茅12	下町屋3丁目5-38地先	ベルコースト茅ヶ崎前	H26.1.1	-	-	-	欠測	-7.4	-	-7.4	3.3317	平成25年度仮点
茅13	浜之郷444地先	鶴嶺児童公園	S49.1.1	-26.9	-3.6	-2.7	欠測	-7.9	-41.1	-110.6	3.3634	
仮茅14	矢畑64地先	矢畑64地先路上	H16.1.1	-26.6	-2.7	-2.2	欠測	-6.7	-38.2	-57.3	4.7100	平成15年度仮点
茅16	矢畑782	ダンロップスポーツクラブ茅ヶ崎敷地内	S49.1.1	-28.2	-2.2	-2.3	欠測	-8.0	-40.7	-81.5	4.5886	平成2年度改埋
仮茅18	茅ヶ崎4丁目4-16地先	東邦チタニウム(株)西路上	H14.1.1	-29.9	-2.6	-3.3	欠測	-8.7	-44.5	-69.8	3.4857	平成13年度仮点
茅19	茅ヶ崎3丁目3-5	東邦チタニウム(株)	S49.1.1	-30.0	-4.7	-1.9	欠測	-9.2	-45.8	-132.7	4.6035	
茅20	茅ヶ崎2丁目7-58	一里塚公園	H9.1.1	-31.1	-4.6	-2.8	欠測	-10.0	-48.5	-94.0	4.8058	平成8年度改埋
茅22	西久保546	宝生寺	H7.1.1	-25.7	-3.2	-0.7	欠測	-5.5	-35.1	-60.9	5.9526	平成6年度改埋
茅23	西久保1645	東京電力(株)茅ヶ崎変電所内	S49.1.1	-29.6	-0.2	-1.2	欠測	-6.0	-37.0	-90.0	6.2331	昭和57年度改埋
茅24	高田1丁目1569	本在寺	S49.1.1	-29.6	-0.6	-2.9	欠測	-5.8	-38.9	-80.7	8.8723	昭和58年度改埋
茅25	赤羽根468	神明大神社	S49.1.1	-31.8	-1.1	-2.2	欠測	-6.7	-41.8	-99.8	11.6017	
茅26	室田1丁目15-266	永昌寺	S49.1.1	-29.0	-0.8	-1.9	欠測	-6.8	-38.5	-70.5	10.4842	昭和61年度改埋
茅27	菱沼1丁目1-1	松林小学校	S49.1.1	-28.5	+0.5	-2.3	欠測	-7.4	-37.7	-102.6	10.1768	
茅28	赤松町12-40	赤松公園	S49.1.1	-31.9	-0.1	-6.5	欠測	-9.7	-48.2	-92.4	13.2873	
茅29	本宿町11-66	湘南CORUN ENERGY(株)	S49.1.1	-30.5	+0.3	-6.0	欠測	-8.8	-45.0	-85.1	12.1064	
茅30	松浪1丁目10-4	ふれあい活動ホームあかしあ	S55.1.1	-29.9	+3.2	-6.6	欠測	-8.8	-42.1	-92.8	11.2545	昭和54年度改埋
茅31	松浪2丁目6-47	松浪中学校	S49.1.1	-30.6	+3.7	-6.9	欠測	-8.7	-42.5	-100.3	10.3005	
茅32	松浪1丁目1-61	松浪小学校	S49.1.1	-30.9	+4.2	-7.8	欠測	-9.3	-43.8	-99.0	11.5750	
仮茅33	東海岸北4丁目16-8地先	東海岸北4丁目16-8地先路上	H14.1.1	-27.8	-0.5	-4.2	欠測	-8.2	-40.7	-61.3	10.0707	平成13年度仮点
茅34	共恵1丁目10-23	茅ヶ崎小学校	S49.1.1	-27.6	-3.9	-1.7	欠測	-8.7	-41.9	-96.6	6.1436	
茅35	中海岸3丁目3-11	茅ヶ崎市営球場	S49.1.1	-28.0	-3.6	-2.3	欠測	-8.9	-42.8	-121.2	7.0895	
茅37	香川1205	浄心寺駐車場	H21.1.1	-28.3	-0.7	-0.8	欠測	-6.4	-36.2	-41.2	11.9718	平成20年度改埋
茅38	下寺尾515	茅ヶ崎北陵高等学校	S49.1.1	-28.8	-0.9	+0.3	欠測	欠測	-	-	-	平成27年度欠測
仮茅38	下寺尾444-7地先	茅ヶ崎北陵高等学校南東交差点	H26.1.1	-	-	-	欠測	-4.8	-	-4.8	14.3364	平成25年度仮点
茅39	芹沢944	小出小学校	S49.1.1	-29.8	+0.1	-1.5	欠測	-4.8	-36.0	-86.7	52.1006	
茅41	南湖6丁目15-3	西浜中学校	S49.1.1	-31.0	-1.5	-2.6	欠測	-8.3	-43.4	-122.4	8.7499	
茅42	浜須賀18-5834	小和田浜公園	S49.1.1	-28.8	+1.4	欠測	欠測	-	-	-	4.4098	平成25年度欠測
仮茅42	浜須賀18-38地先	小和田浜公園前路上	H26.1.1	-	-	-	欠測	-8.3	-	-8.2	4.5477	平成25年度仮点
茅43	赤羽根3042	宝積寺	S55.1.1	-29.9	+1.5	-3.7	欠測	-7.0	-39.1	-95.3	15.9687	

※1：平成25年度より隔年実施の為、2年間変動量を記載。

※2：平成28.1.1の標高は、関東地区地盤沈下調査測量協議会計算の「I 10350」および「交35-7」の成果に基づき計算したものである。

茅ヶ崎市地盤沈下調査変動量

平成22年度 2000年平均成果・平成23年度 測地成果2011

水準点 番号	所在地		調査開始 年月日	各年別変動量 (mm)					過去 5年間の 変動量 平成23.1.1 平成28.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	※2 平成28.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備考
				平成23.1.1 平成24.1.1	平成24.1.1 平成25.1.1	平成25.1.1 平成26.1.1	平成26.1.1 平成27.1.1	※1 平成26.1.1 平成28.1.1				
	町(字)名	目標										
茅44	赤羽根4228	湘南カントリークラブ	S55.1.1	- 28.9	+ 1.2	- 3.7	欠測	- 4.4	- 35.8	- 76.7	46.3832	
茅45	堤2412	フジ化成工業㈱	S55.1.1	- 33.0	- 2.3	- 3.3	欠測	- 7.2	- 45.8	- 178.7	17.3544	
茅46	下寺尾1660	北陽中学校	S55.1.1	- 27.4	- 0.8	- 1.0	欠測	- 4.3	- 33.5	- 87.8	15.9226	
茅47	室田3丁目1-1	松林中学校	S55.1.1	- 28.0	- 1.7	- 2.0	欠測	- 7.7	- 39.4	- 84.5	15.5900	
茅48	本村2丁目8-1	㈱TOTO	S55.1.1	- 27.9	- 0.6	- 3.4	欠測	- 8.3	- 40.2	- 87.8	11.6356	
茅49	円蔵1丁目13-1	円蔵小学校	S55.1.1	- 31.6	- 4.8	- 2.1	欠測	- 9.5	- 48.0	- 153.4	5.3342	
茅50	鶴が台12-1	鶴が台小学校	S55.1.1	- 30.1	- 2.5	- 1.4	欠測	- 7.5	- 41.5	- 89.1	6.1852	昭和56年度改埋
茅51	香川1丁目33-1	香川小学校	S55.1.1	- 28.4	- 1.4	- 1.9	欠測	- 5.5	- 37.2	- 62.9	9.9114	
茅52	柳島1283	柳島ポンプ場	H28.1.1	- 30.4	- 1.2	- 0.8	欠測	-	-	-	4.1003	平成27年11月移設
仮P-12	浜之郷500	鶴嶺中学校	H21.1.1	- 25.6	- 2.3	- 1.7	欠測	- 6.4	- 36.0	- 41.4	5.1697	平成20年度仮点
P-21	東海岸南4丁目10-1	第一中学校	S49.1.1	- 28.4	- 2.4	- 2.6	欠測	- 9.6	- 43.0	- 61.9	5.9421	平成13年度仮点
I 38	本宿町2-6地先	本宿町2-6地先路上	S49.1.1	- 30.6	+ 1.4	- 5.8	欠測	- 8.8	- 43.8	- 92.0	11.9293	
I 39-1	今宿841	信隆寺	S49.1.1	- 30.1	- 4.5	+ 0.4	欠測	- 9.9	- 44.1	- 97.6	3.5075	
I 001-056	小桜町1-1地先	小桜町1-1地先路上	H19.1.1	- 28.5	- 7.2	- 3.1	欠測	- 8.6	- 47.4	- 58.7	15.7256	平成18年度移設
仮 I 001-057	本村4丁目2-25地先	本村歩道橋脇	H28.1.1	- 28.8	- 7.5	- 2.4	欠測	-	-	-	13.7806	平成27年度仮点新設
I 001-060	下町屋1丁目5-1地先	ニトリ茅ヶ崎店前路上	S58.1.1	- 28.1	- 1.7	- 1.9	欠測	- 7.9	- 39.6	- 81.5	5.6478	昭和63年度改埋
Ⅲ5176	萩園1632	満福寺	S49.1.1	- 27.2	- 3.8	- 0.1	欠測	- 6.1	- 37.2	- 83.0	4.6636	

※1：平成25年度より隔年実施の為、2年間変動量を記載。

※2：平成28.1.1の標高は、関東地区地盤沈下調査測量協議会計算の「I 10350」および「交35-7」の成果に基づき計算したものである。



平成27年度沈下水準点数・沈下面積等

調査水準点数	53	測量延長(km)	48.98
有効水準点数	50	調査面積(km <sup>2</sup> )	35.760
沈下水準点数	50	沈下面積(km <sup>2</sup> )	35.760
5mm未満	4	5mm未満	5.940
5mm以上10mm未満	45	5mm以上10mm未満	29.820
10mm以上15mm未満	1	10mm以上15mm未満	0.000
15mm以上	0	15mm以上	0.000
不動水準点数	0		
隆起水準点数	0	隆起面積(km <sup>2</sup> )	0.000
5mm未満	0	5mm未満	0.000
5mm以上10mm未満	0	5mm以上10mm未満	0.000
10mm以上	0	10mm以上	0.000

※有効水準点とは、前年の調査結果との比較が可能な水準点をいう。

区 分	所 在 地	水準点 番 号	沈下量(cm)
2年間最大沈下点	茅ヶ崎2丁目7-58	茅20	-1.00
最近5年間の累積最大沈下点	茅ヶ崎2丁目7-58	茅20	-4.85
調査開始以来の累計最大沈下点	堤2412	茅45	-17.87

2年間沈下量上位5地点

順位	所 在 地	水準点 番 号	沈下量(cm)
1	茅ヶ崎2丁目7-58	茅20	-1.00
2	今宿841	I 39-1	-0.99
3	赤松町12-40	茅28	-0.97
4	萩園2678	茅7	-0.96
4	東海岸南4丁目10-1	P-21	-0.96

# 環境に関する用語の解説



## 環境に関する用語の解説

### 〔あ行〕

#### 【アルキル水銀／R-Hg】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基（ $\text{CH}_3$ ）エチル基（ $\text{C}_2\text{H}_5$ ）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

#### 【硫黄酸化物／ $\text{SO}_x$ 】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）と無水硫酸（ $\text{SO}_3$ ）をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

#### 【一酸化炭素／CO】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

#### 【一酸化窒素／NO】

⇒窒素酸化物／ $\text{NO}_x$

#### 【1, 1, 1 - トリクロロエタン／ $\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}_3$ 】

⇒有機塩素系化合物

#### 【1, 4 - ジオキサン】

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使われており、有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、合成皮革や塗料などの溶剤として使われている。人体への影響は、咳、頭痛、意識喪失などがある。

#### 【SS／浮遊物質】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

#### 【Lden／エルデン】(時間帯補正等価騒音レベル)

昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（平成19年12月17日環境省告示第114号）が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日に施行。

これにより、平成25年4月1日以降は、航空機騒音の評価指針が最大騒音レベルと航空機数に基づく評価である『WECPNL』から、時間帯補正等価騒音レベルである『Lden』に改正されます。

環境基準は、57dB以下。

#### 【O-157】

一部の腸菌には人間に対し強い毒素をもつものが知られている。このように、人間の腸管内に感染して下痢症などを引き起こす腸菌を「病原性大腸菌」と呼んでいる。

O-157は病原性大腸菌の1種で、出血性大腸炎に続いて溶血性尿毒症を引き起こすことが知られている。なお、O-157の名称は菌の血清型による分類からきており、O型抗原で157番目に確認されたものであることを示している。

### 【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

### 【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているため、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加してくると、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

温室効果ガスとは、二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化防止の重要課題と課題となっています。

### 【か行】

#### 【カドミウム／Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数gの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響（重度の骨軟化症）を及ぼす。

#### 【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

#### 【98%値】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

#### 【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

#### 【光化学オキシダント／Ox】

光化学オキシダントは、オゾン（O<sub>3</sub>）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）と炭化水素（HC）から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

### 【さ行】

#### 【シアン／CN】

シアンは青酸カリ（シアン化カリ／KCN）に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアン化カリ、シアン化ナトリウムといったシアン化合物として使われている。

#### 【COD／化学的酸素要求量】（Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいほど有機物による汚濁が大きいことを示す。湖沼や海域における有機汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／NO<sub>3</sub>-N、NO<sub>2</sub>-N】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

【水素イオン濃度／pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。通常の河川水はpH7付近で、また海水ではpH8付近となっている。

【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ（標高）を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

【セレン／Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかだが、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

【全窒素／T-N】

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH<sub>4</sub>-N）、亜硝酸態窒素（NO<sub>2</sub>-N）、硝酸態窒素（NO<sub>3</sub>-N）に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化（閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。）の目安になる。

【全リン／T-P】

リン化合物全体のこと、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

【総水銀／T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀がメチル基（CH<sub>3</sub>）、エチル基（C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中樞神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

【た行】

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにCo-PCBを含めて”ダイオキシン類”と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン (TCDD) である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量 TEQ) が用いられている。

2,3,7,8-TCDDはベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積

性が高く、肝臓や皮膚に障害を起し、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

#### 【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

#### 【チウラム／ $C_6H_{12}N_2S_4$ 】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

#### 【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間 $1\sim 2^{\circ}C$ の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

#### 【窒素酸化物／ $NO_x$ 】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素( $NO$ )の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素( $NO_2$ )となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与えたりする。

#### 【デシベル／dB】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル(dB)は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

#### 【テトラクロロエチレン／ $C_2Cl_4$ 】

⇒有機塩素化合物

#### 【等価騒音レベル／ $L_{eq}$ 】

測定時間内における騒音レベル(dB)の総エネルギー平均値。

#### 【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法でにおいて規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作業などが該当する。

#### 【トリクロロエチレン／ $C_2HCl_3$ 】

⇒有機塩素化合物

#### 〔な行〕

#### 【鉛／Pb】

古くから人類に利用されてきた金属のひとつで、現在でもその錆にくさ、加工のしやすさなどから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われている。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

#### 【二酸化硫黄／ $SO_2$ 】

⇒硫黄酸化物／ $SO_x$

【二酸化窒素／NO<sub>2</sub>】  
⇒窒素酸化物／NO<sub>x</sub>

〔は行〕

【BOD／生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)  
水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

【PM<sub>2.5</sub>／微小粒子状物質】  
工場や自動車の排出ガスなどに含まれる微小な粒子のことで、大気汚染物質の一つとされている。粒径10μm(0.01mm)以下のものをSPM(浮遊粒子状物質)といい、粒径2.5μm以下の微小な粒子をPM<sub>2.5</sub>(微小粒子状物質)平成21年9月に新たに環境基準が設けた。人体への影響は呼吸器・循環器の疾患や肺がんなど健康への影響が心配されている。

【PCB／ポリ塩化ビフェニール】  
天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱、酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用されてきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群の原因物質として知られる。

【非メタン炭化水素】  
炭化水素は炭素と(C)と水素(H)からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素(NMHC)は、炭化水素(HC)から光化学反応速度が遅いメタン(CH<sub>4</sub>)を除いたものをいう。

【ふっ素／F】  
天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

【浮遊粒子状物質／SPM】(Suspended Particulate Matter)  
すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在もののうち粒径が10μm(0.01mm)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

【ふん便性大腸菌群数】  
大腸菌群のうち44.5℃で培養したときに検出される細菌数のことをいう。通常の大腸菌群数(培養温度:36℃)には、大腸菌以外に土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、ふん便性大腸菌群数はふん便由来の菌(大腸菌)の数とほぼみなすことができる。

【ベンゼン／C<sub>6</sub>H<sub>6</sub>】  
揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使われている人体への影響は白血病、再生不良貧血等があげられる。

【ほう素／B】  
自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

〔や行〕

【有害大気汚染物質】  
人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。NO<sub>x</sub>やSO<sub>x</sub>などの大気汚染物質とは区別して用いられる。

【有機塩素化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗浄、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

【要請限度値】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

〔ら行〕

【六価クロム／Cr<sup>6+</sup>】

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものには酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。





# 平成27年広報記事一覧

## □環境保全担当

### ・大気汚染情報(4月1日)

#### ☑ 大気汚染情報を発信しています

注意報などが発表されたら、不要な外出や屋外での運動を避け、換気や窓の開閉は必要最小限にしましょう。呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児・高齢者などは体調に注意してください。

＜光化学スモッグ＞春は光化学スモッグの発生しやすい季節です。26年度、湘南地域では注意報が3回発令されました。県では4月～10月に県庁や☎(登録は県環境科学センター☎参照)などで、市では防災行政用無線などで情報を発信しています。目・鼻・喉に刺激や痛みを感じたら、屋内に入り、うがいや洗顔をしてください。手足のしびれ・呼吸困難などの症状が出たら、すぐに医師にかかりましょう。

＜PM2.5(微小粒子状物質)＞工場や自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染物質の1つであるPM2.5の濃度が高くなる見込みがある場合、県では、8時と13時に高濃度予測を出しています(☎050(5893)9344での自動音声情報もご利用ください)。市では、県からの通知を受け、メール配信サービスや防災行政用無線などでみなさんにお知らせします。なお、26年度は高濃度予測はありませんでした。

☎ 環境保全課環境保全担当

### ・光化学スモッグ、PM2.5(6月1日)

**光化学スモッグとは**  
自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物(NOx)と、道路や揮発性有機化合物(VOC)が、大気中で太陽の紫外線によって光化学反応を起こすことと光化学オキシダント(Ox)という物質が発生します。このオキシダントが上昇して、モヤのようなスモッグ状態になる現象を、光化学スモッグと言います。特に光化学スモッグが濃い場合には、眼や喉の痛み、息苦しさを引き起こす場合があります。注意が必要です。

**PM2.5(微小粒子状物質)とは**  
大気中に浮遊しているばいじん、粉じんなどの微粒子のうち、粒径2.5μm(2.5mmの1000分の1)以下のものを微小粒子状物質(PM2.5)と呼んでいます。PM2.5は、工場や自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染物質の1つとされています。PM2.5は粒子の大きさが呼吸器に小さいことから、肺の奥まで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系の疾患、動脈硬化を引き起こすとされています。

**光化学スモッグ、PM2.5の情報は**  
県庁で確認できます。  
光化学スモッグ注意報やPM2.5高濃度予測が発令された場合、市は防災行政用無線等でお知らせします。  
【環境保全課環境保全担当】

**光化学スモッグ注意報について**  
26年度は、湘南地域では3回、県内で計9回の光化学スモッグ注意報が発令されました。時期は、6～8月に集中しています。風が強く、日差しが強い日に発生しやすいという特徴があります。

**PM2.5の高濃度予測について**  
県は、県内のPM2.5の濃度が高くなる見込みがある場合に高濃度予測を8時と13時にお知らせしています。26年度は、県内のPM2.5高濃度予測はありませんでした。

### ・市民参加の二酸化窒素測定(5月1日)

#### ☑ 身の周りの二酸化窒素を測定してみませんか「市民参加の二酸化窒素測定」

日時 測定日6月4日(木)・5日(金)、分析日6月13日(土)

場所 測定場所は自由。分析場所は市役所本庁舎第2会議室

申込 5月20日(水)～6月3日(水)に市役所環境保全課で測定器具を配布

ほか 分析に来られない方は、測定後、同課へ測定器具を持参。結果は郵送

問合せ 同課環境保全担当

### ・生物相調査(7月15日)

#### ☑ 川の生き物を調べよう 生き物の観察と水質調査

日時 8月19日(水)10時～16時(雨天時はビデオ上映)

場所 市役所分庁舎コミュニティホール、駒寄川ぎ公園付近

講師 山本秀行(鶴が台中学校教諭)

対象 小学3年生～中学3年生20名(申込制(先着))

申込 7月22日(水)～8月11日(火)に☎で

問合せ 環境保全課環境保全担当

### ・コイの持ち出し禁止(7月15日)

#### ☑ 相模川水系のコイの持ち出しや放流をしないでください

県では、コイヘルペスウイルス(KHV病)のまん延を防ぐため、死亡したコイからKHV病の陽性反応が出た水域のコイの持ち出しを禁止しています。また、飼っていたコイが死んだり弱ったりしても、川や池などに放流しないでください。捕まえたコイを他の場所に放流することもやめてください。持ち出し禁止水域は相模川本流・支流の水域(一部上流域を除く)になります。市では、相模川、小出川、千ノ川、駒寄川が対象です。

問合せ 県水産課水産企画グループ☎045(210)4542

### ・生活騒音(8月15日)

#### ☑ 生活騒音防止のために～ちょっとした気遣い・気配りで、やさしい音環境へ

ペットの鳴き声、夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音など、周りの人に迷惑をかけてはいませんか。お互いの暮らしの中で出す生活騒音。日常生活における騒音防止の配慮や、日頃からひと言でもあいさつができる良好な近隣関係をつくる必要があります。

問合せ 環境保全課環境保全担当

### ・放射線測定器無償貸し出し(6月15日)

### ・貯水槽清掃検査(6月15日)

#### ☑ 空間放射線量測定器無償貸し出し実施中

場所 市役所環境保全課、小出支所、小和田公民館、鶴嶺公民館

対象 市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を行っている方、市内で公益の増進に取り組んでいる方(申込制)

申込 ☎で各施設へ

ほか 貸し出し日当日に本人確認書類を持参

問合せ 同課環境保全担当、小出支所☎(81)0005、小和田公民館☎(85)8755、鶴嶺公民館☎(57)1103

#### ☑ 貯水槽の清掃・検査にご協力を

マンションなどに設置されている貯水槽は、建物の上層階での水圧低下を防ぎ、水量の確保を行うために設置されています。有効容量が8m以上の貯水槽は、年に1回の清掃と検査が義務づけられています。設置者の方は、清掃・検査の実施をお願いします。清掃業者や検査機関の選定でお困りの際は市役所環境保全課へお問い合わせください。また、利用者の方で水質の異常など気になる点がありましたら、管理会社や同課にご連絡ください。

問合せ 同課環境保全担当

### ・ダイオキシン(9月15日)

#### ☑ ダイオキシン類測定結果

市が26年度に市内一般環境における大気、水質、土壌のダイオキシン類を測定したところ、全ての調査項目で環境基準を下回りました。

問合せ 環境保全課環境保全担当

項目(単位)	調査場所	測定結果	環境基準値
大気中 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	小和田公民館	0.02	0.6
	小出川(下町屋橋)	0.15	
水質中 (pg-TEQ/L)	千ノ川(古相模橋)	0.21	1
	駒寄川(北陵橋)	0.18	
土壌中 (pg-TEQ/g)	平和町公園	4.8	1,000

※ ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群

※ TEQ：毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表したもの

※ 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

・市民参加の二酸化窒素測定(11月15日)

**身の周りの二酸化窒素を測定してみませんか「市民参加の二酸化窒素測定」**

**日時** 測定日は12月3日(木)・4日(金)、分析日は12月12日(土) 9時~12時

**場所** 測定場所は自由。分析場所は市役所本庁舎第4会議室

**申込** 11月18日(水)~12月2日(水)に市役所環境保全課で測定器具を貸し出し

**ほか** 分析に来られない方は、測定後同課へ測定器具を持参。結果は郵送

**問合せ** 同課環境保全担当

・井戸水について(11月15日)

**井戸水を飲用されている方へ**

井戸水の水質は、周辺環境に影響され不安定であるため、気付かないうちに井戸水が汚染されていることがあります。水道の給水区域ではできるだけ安全性が確保されている水道水を飲用し、井戸水は飲用以外の生活用水として使用しましょう。やむを得ず井戸水を飲用する際は、井戸の周囲を清潔に保ち塩素消毒や煮沸をしてから飲むようにしてください。また、日ごろから、色、濁り、臭い、味などの変化に注意し、定期的に水質検査を行い、安全を確認した上で利用するなど適正な維持管理が必要です。きれいに見えても、水質基準を超えた物質が検出される場合があります。

**問合せ** 環境保全課環境保全担当

・環境保全セミナー(3月15日)

**環境保全セミナーに参加しませんか**

**「神奈川県における生物多様性の保全の取り組み」**

**講師** 保坂千余子さん(神奈川県環境農政局 水・緑部 自然環境保全課 緑地グループ)

**日時** 2月2日(火) 14時~15時

**場所** 市役所新庁舎会議室2

**定員** 100名(申込制(先着))

**申込** 1月15日(金)~29日(金)に来庁または☎で

**ほか** 茅ヶ崎市・茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会共催

**問合せ** 環境保全課環境保全担当



三浦半島 小網代の森 「アカデガニの木登り」

・野外での焼却(12月15日)

**屋外での焼却・野焼きは原則禁止です**

屋外における焼却や野焼きは、煙が悪臭や大気汚染の原因となり、周辺の方々へ大変な迷惑となります。ごみは焼却せず、分別して、指定された曜日に指定された場所に出してください。

**問合せ** 環境保全課環境保全担当

・まきストーブについて(1月1日)

**まきストーブの使用にご注意ください**

環境に優しい暖房として注目されているまきストーブは、煙やにおいの関係でご近所トラブルの原因となる場合があります。使用している方は日ごろからこまめに掃除をし、乾燥したまきを使いましょう。また、今後購入を検討している方は、煙突の位置や高さなどについて近隣住宅に配慮しましょう。

**問合せ** 環境保全課環境保全担当

・嗅覚判定員募集(1月15日)

**嗅覚判定員(臭気の有無の判定)**

**人数** 若干名

**対象** 市内在住で平日の日中に出席可能な満18歳以上の方

**報酬** 日額おおむね4000円(交通費なし)、年1回程度

**申込** 2月5日(金)までに申込書(市役所環境保全課で配布中。市印から取得も可)を本人が持参

**ほか** 申し込み後、においと筆記の試験を実施

**問合せ** 同課環境保全担当

・光化学スモッグ、PM2.5(3月15日)

**光化学スモッグ・PM2.5の情報に注意しましょう**

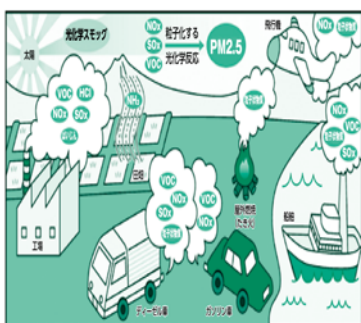
【環境保全課環境保全担当】

**〈光化学スモッグ〉**

これから夏にかけて、光化学スモッグの発生しやすい季節となりますのでご注意ください。平成27年度は、湘南地域で3回の光化学スモッグ注意報が発令されました。県では4月~10月に☎やメールなどで、市では防災行政無線などで情報を発信しています。呼吸器疾患、アレルギー体質などの方は特に被害を受けやすいので、ご注意ください。なお、光化学スモッグ情報に関するメール提供の登録は、神奈川県環境科学センター☎を参照してください。

(注意報などが発令されたら)不要不急な外出を控える、適度な運動はなるべく避けるなど健康被害を未然に防止するよう心がけをお願いします。

(被害を受けたら)目・鼻・喉に刺激や痛みが生じたら、屋内に入り、うがいや洗顔をしましょう。手足のしびれ・呼吸困難などの症状がでたら、室内で安静にし、医師の指示を受けましょう。



出典:神奈川県公害防止推進協議会

**〈PM2.5(微小粒子状物質)〉**

PM2.5は、工場や自動車の排気ガスなどに含まれ、大気汚染物質の一つとされています。県では、県内のPM2.5の濃度が高くなる見込みがある場合に高濃度予報を8時と13時にお知らせしています。また市では、県内全域が高濃度になると予想される場合、防災行政無線などでお知らせします。

(高濃度予報が発表されたら)  
・不要不急の外出をできるだけ減らす  
・屋外での運動をできるだけ減らす  
・換気や窓の閉鎖を必要最小限にする  
・呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児・高齢者などは体調に注意する



ちびきんぎょ 波の精霊 えぼし麻田 & ミーナ

- ・特集記事(1月15日)
- ・生活騒音について

## あなたが出している生活音に耳を傾けてみませんか

ドアの開閉音や家族を呼ぶ声、水を流す音、室外機の動作音やペットの鳴き声。暮らしの中にはこうした「生活音」があふれています。だからと言って、自分が出す音に無頓着ではいけません。周りの人が耳障りに感じたら、それは「生活騒音」なのです。

生活騒音は、ご近所との心理的なトラブルを増幅させるきっかけにもなります。生活騒音は、工場などの騒音と違い、法律や条例で制限することはできません。日ごろから、ご近所とのコミュニケーションを大切にし、生活音に対する気遣いと配慮を心掛けましょう。

【環境保全課環境保全担当】

### 騒音計の貸し出しをします

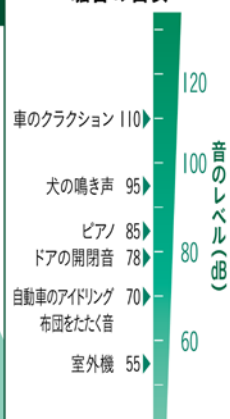
市民の方を対象に1週間騒音計を貸し出しています。音の大きさを実際に測って、身近な音や自分が出している音の大きさを自己チェックしてみませんか。申し込みは☎で市役所環境保全課へ



### 音の大きさ

人間が感じる音の大きさを表す単位にdB(デシベル)があり、10dB上がると大きさは2倍に感じるといわれています。一般的に、50dBの音で睡眠が妨げられ、70dBの音で集中力が低下します。

### 騒音の目安



# 平成27年広報記事一覧

## □生活環境担当

・海岸でのバーベキューマナー(4月15日)

**茅ヶ崎海岸でのバーベキューはマナーを守ってください**

ゴールデンウィークから夏場にかけて、一部利用者によるごみの投棄などで、周辺環境の著しい悪化が問題となっています。バーベキューを行う際は、バーベキューコンロなどを使用し(直火は禁止)、ごみや炭は必ず持ち帰ってください。また、イベントデッキ上では火気の使用は一切できません。



**問合** 環境保全課生活環境担当、農業水産課海浜水産担当、公園緑地課公園緑地担当

**海岸清掃にご参加ください！  
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎**

**日時** 5月24日(日)6時30分～8時(小雨決行。荒天31日(日))

**場所** 茅ヶ崎海岸全域(受付場所は小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜中学校前信号下、柳島歩道橋下)

**ほか** 手袋などの清掃用具を持参。ゴミ袋は受付で配布

**問合** 環境保全課生活環境担当

**犬の鑑札が新しいデザインに！  
期間限定で無料で交換します！**

犬の鑑札を、昨年の狂犬病予防定期集合注射会場の人気投票で選ばれたデザインに変更しました。犬の登録を26年度までに済ませている方で、交換希望の方は、6月1日(月)～8月31日(月)(土曜・休日を除く)に市役所環境保全課へ、現在お使いの鑑札と愛犬手帳を持参してください。無料で新デザインの鑑札と交換します(ただし、鑑札の紛失やき損している場合を除く)。なお、現在お持ちの鑑札も引き続き使用できます。

**問合** 同課生活環境担当

・ペットの避難訓練、しつけ(8月15日)

**ペットの避難訓練と愛犬のしつけ教室**

**日時** 9月12日(土)13時30分～16時

**場所** 中央公園

**内容** 避難所生活の模擬体験や基礎的なしつけ

**講師** 時崎昭吾さん(時崎ドッグスクールドッグトレーナー)

**定員** 40名(申込制(先着))

**申込** 9月4日(金)までに☎で

**問合** 環境保全課生活環境担当

・野鳥のヒナ、アライグマについて(4月15日)

**野鳥のヒナを拾わないで**

春先から初夏にかけて、巣から落ちて迷子になったようなヒナを見かけることがあります。このような鳥は巣立ちの時期を迎え、まだうまく飛べない幼鳥で、巣が近くにあったり、親鳥が近くにいたりします。そのままにして、その場から離れましょう。

**問合** 環境保全課生活環境担当

**アライグマの捕獲にご協力ください**

市では、県の防除実施計画に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲に取り組んでいます。ご協力くださる方は、市から捕獲用のわなをお貸ししますので、ご自身の住宅敷地や農地、山林などへ設置してください。捕獲された場合は市で引き取ります。なお、捕獲には事前に市への届け出が必要です。

**スズメバチにご用心～ハチの活動は夏から秋にかけて活発になります**

市では、毒性が強く生命に危険を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣に限り、無料で駆除を行っています。お困りの方は市役所環境保全課へご相談ください。その他のハチの巣をご自身で駆除をする場合、作業には十分ご注意ください。

**問合** 同課生活環境担当

・美化キャンペーン(7月1日)

**海岸清掃にご参加ください！  
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎**

**日時** 7月26日(日)6時30分～8時(荒天中止)

**場所** 茅ヶ崎海岸全域(受付場所は小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜中学校前信号下、柳島歩道橋下)

**ほか** 自治会連絡協議会との共催。手袋などの清掃用具は持参。ゴミ袋は配布

**問合** 環境保全課生活環境担当



- ・特集記事(9月1日)
- ・動物愛護週間について

9月20日(日)～26日(土)は

## 動物愛護週間です

大切な家族を守るため、この機会にペットの防災対策について考えましょう

地震などの災害に備え、ペットの防災対策はしていますか。災害時にはペットも被災者になります。これまでも災害で多くのペットが犠牲になりました。大切な家族を守るため、普段からきちんと準備をしておきましょう。



講演会「人と動物の調和のとれた共生を目指して」

日時 10月4日(日)13時30分～15時30分

場所 市役所分庁舎コミュニティホール

内容 第1部「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト(仮題)」

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室職員

第2部「飼い主のいない猫との上手なつきあい方」

黒澤泰さん(横浜市神奈川福祉保健センター)

※黒澤さんは「地域猫」を発案し、定義づけて活動されています

定員 100名(当日先着)。ペットを連れての来場不可

問合 茅ヶ崎保健福祉事務所(茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会事務局) ☎(85)1171

【環境保全課生活環境担当】

- ・特集記事(12月1日)
- ・ペットについて



## ペットショップに行く前に会いに来て！ 保護猫たちの幸せ探し会

**日時** 10月17日、11月21日、12月19日いずれも土曜日11時～15時

**場所** ハスキーズギャラリー（JR茅ヶ崎駅北口徒歩1分山治ビル）

**内容** 保護猫の里親会、猫カフェ、フリーマーケット他

**ほか** Chigasaki Cat's Protectとの協働事業

**問合せ** Chigasaki Cat's Protect (☒chigasakicatprotect@yahoo.co.jp)、環境保全課生活環境担当



## ペットは責任を持って大切に飼いましょう

動物を飼うことは、その命に最期まで責任を持つということです。安易な気持ちで飼い始めると、その動物はもちろん、飼い主にとっても不幸な結果を招くことになります。

近ごろでは、比較的長命な小型犬や猫などは20年近く生きることがあります。その間に家族構成が変わったり、引っ越ししたりする可能性もあります。また、病気になったときには、治療費などの経済的な負担だけでなく手間もかかります。ペットを飼おうと思ったときは、そのペットが生涯にわたって快適な環境で暮らせるように愛情と責任を持って面倒を見ることができるとよく考えて飼いましょう。

【環境保全課生活環境担当】

### 飼い主の責任

最期まで責任をもって飼いましょう

「動物の愛護及び管理に関する法律」により、飼い主の責務に「終生飼養」が明記されました。ペットを飼うことは、その一生に責任を持つことです。また、みだりに殺傷・遺棄することや、虐待行為は犯罪です。

飼い主であることを明らかにしましょう

飼っている動物の所有の明示は、飼い主の責任です。鑑札、名札、脚環、マイクロチップなどを装着しましょう。マイクロチップは埋め込むだけでなく、登録が必要です。

災害時のことを考えましょう

日ごろより、餌などの備蓄をするとともに、ペットを同伴した避難の訓練やケージに慣れさせるなど、災害のことを考えた準備をしておきましょう。

### 猫のペットマナー

屋内で飼いましょう

猫のふん尿による苦情が増えています。屋内飼育は周囲への迷惑を防止するだけでなく、事故や感染症から猫を守る、迷子を防止するなど多くの利点があります。

不妊・去勢手術をしましょう

猫は生後半年で妊娠が可能になり、年に2～3回出産します。望まない繁殖が想定される場合は、必ず不妊・去勢手術をしましょう。

飼い主のいない猫について

飼い主のいない猫への無責任な餌やりは、結果的に不幸な猫を増やすこととなります。不妊・去勢手術を施し、周辺住民の十分な理解の下に、給餌・給水、排せつ物の適正な処理を行う地域猫活動など、周辺の生活環境に配慮した管理をしましょう。



### 犬のペットマナー

散歩時のマナーを守りましょう

ふん尿の後始末

散歩には処理袋を携帯し、ふんは必ず持ち帰ります。排尿のあとは水で洗い流すなどの配慮をしてください(犬のふん放置は市条例で禁止されています)。

リードを付ける

犬の性格や体格に関係なく、散歩中や公園内、海岸でリードを放してはいけません。交通事故や人に危害をおよぼす場合があります(人のいるところで犬を放すことは市条例で禁止されています)。



## 「犬鑑札」と「狂犬病予防注射済票」の装着は 飼い主の義務です

狂犬病予防法により、飼い主は生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬の登録をしたときにお渡しする「犬鑑札」と、狂犬病予防注射接種後にお渡しする「狂犬病予防注射済票」を首輪などに必ず付けておきましょう。

また、災害時など行方不明になった場合も、皮下に埋め込むマイクロチップなら、鑑札などがはずれていても、飼い主の情報がわかり発見に役立ちます。



自治会や市民活動団体の協力のもと、  
犬の散歩マナー啓発を実施しています

犬の散歩をしている飼い主の方々に、ふん尿の処理袋とマナー啓発チラシを手渡し、散歩マナーの遵守を呼びかけています。

実施をご希望の自治会は市役所環境保全課へお問い合わせください。

自治会地区で、27年10月5日～9日に実施

## 茅ヶ崎の環境

平成28年（2016年）12月発行（180部作成）

編集・発行 茅ヶ崎市環境部環境保全課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

携帯サイト  
QRコード

TEL. 0467-82-1111（代表）

内線 1233～1234

FAX. 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。